

公 募 公 告

総務省第二庁舎において、行政財産の使用許可を受けて有償により食堂を運営する事業者について、下記のとおり公募公告します。

令和5年1月13日

総務省統計局長

記

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 総務省第二庁舎における食堂の営業及び管理
- (2) 売店の種類及び公募者数
食堂の営業及び管理業務 1者
- (3) 営業開始時期 令和5年4月3日（予定）
- (4) 営業内容等 「募集要領」及び「仕様書」のとおり。

2. 応募する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品・優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況・信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ではないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(11) 下記4. の公募説明会に参加できる者。なお、参加できない者は、応募できないものとする。

3. 応募申込み

応募する者は、下記の応募締切日までに①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先(電話番号、メールアドレス)、④応募する売店を下記の連絡先にメールで申し込みを行うこと。

(連絡先)

東京都新宿区若松町19番1号

総務省統計局総務課厚生係(担当:松本・小島)

Mail: g-kousei@soumu.go.jp

電話 03-5273-1119

(応募締切日)

令和5年1月23日(金) 17:00

※ 上記、日時を過ぎた申込みは無効とする。

なお、使用許可場所に関する問合せ先は下記となります。

東京都新宿区若松町19番1号

総務省統計局総務課施設係(担当:百瀬・大橋・和田)

Mail: g-shisetsu@soumu.go.jp

電話 03-5273-1124

4. 公募説明会

(1) 開催日時 令和5年1月24日(火) 16:00から

(2) 開催場所 東京都新宿区若松町19番1号

総務省第二庁舎 1階 統計局入札室

(3) 説明事項 業務の概要、応募方法及び使用許可場所

(4) その他 会場の都合上、原則1社につき1名のみの参加とする。

5. 選定方法 「募集要領」のとおり。

6. 応募の無効

本公告に示した応募する者に必要な資格のない者の応募は無効とする。

以上

総務省第二庁舎内食堂運営事業者の公募に関する募集要領

総務省統計局

令和 5 年 1 月

1. 概要

- (1) 総務省第二庁舎の管理官署である総務省統計局では、同庁舎に所属する職員に対して、庁舎内での飲食場所の確保並びに来庁者等への利便性に資するため、企画を実現する実行力、施設運営に豊富な経験及び能力を有する食堂等の運営事業者を以下に記載する諸条件に従い企画公募により募集する。

2. 食堂等施設の種類・規模

(1) 所在地及び場所

東京都新宿区若松町19番1号 総務省第二庁舎1階

(2) 食堂の種類・規模

厚生施設名	使用場所	許可施設	許可面積(m ²)
第一食堂	総務省第二庁舎1階	厨房施設	207.36

※ 平面図等は、別添「仕様書」の「別紙1 施設配置図」のとおり。

(3) 業務内容等

本「募集要領」及び別添「仕様書」によるものとする。

3. 許可条件

(1) 運営方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産使用許可を受けて有償により食堂等を運営する。

(2) 環境等への配慮

地球温暖化対策等を踏まえ、使用する機器等は省エネタイプのものとする。
グリーン購入法における環境物品等の調達基本方針の基準に適合していること。

(3) 使用許可期間

① 令和5年4月1日～令和10年3月31日

※使用許可開始時期に関しては、選定業者と協議の上決定する。

※ただし、必要に応じ使用許可を承認した日から5年を超えない期間で更新することができる。

② 運営事業者が行う設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。

(4) 国有財産使用料

① 国有財産使用料について、平成29年度は下記のとおりであった。

第一食堂:年額2,293,152円(消費税及び地方消費税込み)

※令和5年度国有財産使用料については不動産鑑定士の算定により決定することとする。

② 使用許可予定面積は、上記2の面積とする。

③ 使用料は、総務省歳入徴収官が指定する期日までに全額前納すること。

④ 年度途中から使用する場合は、使用開始日から日割計算とする。

(5) 運営事業者の負担する費用等
別添「仕様書」 10. (1)のとおり。

(6) 統計局が負担する費用等
別添「仕様書」 10. (2)のとおり。

(7) 使用上の制限

① 営業日

原則として、土、日、祝日及び閉庁日(12月29日～1月3日)を除く毎日とする。

② 営業時間

7時から24時までの間の任意の時間とする。(仕様書参照)。

③ 運営事業者は、行政財産の使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等を行うことはできない。

④ 従業員の庁舎への出入りと物品、食材、廃棄物の搬出入及びその方法については、担当職員と協議するものとする。

⑤ 防災面及び保健衛生面等に十分配慮するものとする。

(8) 使用許可の取り消し又は変更

次の各号に該当する場合は使用許可を取り消し、又は、変更することができる。

① 国が使用財産を使用する必要が生じたとき。

② 運営事業者が使用許可条件に違反したとき。

③ 使用上の制限及び仕様書並びに申請書等に違反したとき。なお、変更が生じたときは、当局の承認を受けた場合はその限りでない。

(9) 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、運営事業者は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合、運営事業者は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

(10) 損害賠償

運営事業者は、食堂等の使用にあたり、国又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその補償をしなければならない。

4. 企画提案書作成要領

別紙のとおり。

5. 応募者の資格

①「募集要領」及び「仕様書」等の内容を理解し、運営事業者として出店に意欲のある者であること。

②良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績があること。

- ③暴力団又は暴力団その他暴力的集団の構成員でないこと。
- ④公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

6. 応募手続き等

運営を希望する者は、本「募集要領」及び「仕様書」の内容に基づき、別紙様式1の「申請書」、企画提案書、別添様式4の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の認定状況」等を持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による提出の場合は、受取人の受取が確認可能となる簡易書留等の方法をとった上で、提出期限内必着とし、封筒表に朱書きで「企画提案書在中」と明記すること。

(1) 提出期限等

① 提出期限

令和5年1月31日(火) 正午(厳守)

② 提出先

総務省統計局総務課厚生係

〒162-8668

東京都新宿区若松町19番1号 総務省第二庁舎7階

電話 03-5253-1119(直通)

③ 提出部数

申請書 1部(添付資料を含む。)

企画提案書 7部

(2) 申請書について

申請書は、別紙様式1により作成し、応募する者に必要な資格を確認するため、以下の資料を添付すること。(※公的機関が発行する書類は、発行日から3か月以内のもの。)

なお、関係書類の不備又は資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず失格とする。

① 法人

ア 会社概要(任意様式、パンフレット可)

イ 定款又はそれにかわるもの。

ウ 法人登記簿謄本(全部事項証明書)

エ 直近3年分の決算書の写し(連結決算ではなく応募業者のみのもの)

(貸借対照表、損益計算書、附属証明書)

オ 納税証明書(その3の3(法人税、消費税及び地方消費税))

カ 営業経歴書(提出日前1年以内に作成したもの)

キ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の認定状況(別添様式4)

② 個人

ア 履歴書(任意様式)

イ 身分証明書(市町村発行のもの)

ウ 登記されていないことの証明書(未成年者、成年被後見人、被保佐人等に該当しない

ことの証明)

エ 直近3年分の決算書の写し

- ・ 確定(修正)申告書(控)の写し
- ・ 青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し

オ 納税証明書(その3の2(申告所得税、消費税及び地方消費税))

カ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の認定状況(別添様式4)

(3) 企画提案書について

本「募集要領」の別紙「企画提案書作成要領」により作成したもの。

(4) 注意事項

- ① 申請書及び企画提案書の受付は、公募説明会に参加した者に限るものとする。
- ② 申請書及び企画提案書については、A4判サイズ、日本語で作成のこと。
- ③ 提出された企画提案書等は、選定審査後も返却しない。
- ④ 企画提案書等の作成、提出及び本公募への応募に係る費用は、すべて運営希望者の負担とする。
- ⑤ 本公募において知り得た一切の秘密は、総務省統計局の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。
- ⑥ 運営事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って食堂等を運営するものとする。ただし、諸事情の変化により当局が変更を求めた場合及び運営事業者が変更を求め、当局が承認した場合はこの限りではない。
- ⑦ 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- ⑧ 提出された企画提案書等は、本公募における運営事業者選定の目的以外に使用しないものとし、非公開とする。
- ⑨ 運営業務希望者は、営業を希望する食堂等毎にそれぞれに申請書及び企画提案書を作成すること。

7. 運営事業者の選定方法

(1) 選定方法

- ① 提出された申請書、企画提案書等を基に書類審査を行い、運営事業者選定委員会の決定により運営事業者を選定する。
なお、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、公開抽選を行い選定する。
- ② 提出された申請書及び企画提案書の内容に疑義があったときは、運営希望事業者は真摯に対応すること。
なお、ヒアリングを行う場合又は追加資料を求める場合は改めて当局から連絡する。
- ③ 本募集要領及び仕様書に基づかない申請書及び企画提案書であるときは失格とする。

(2) 選定期間

運営事業者の選定は、令和5年2月6日(月)とする。

ただし、上記(1)に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選会開催日とする。

8. 使用許可の手続き

総務省統計局と上記7.「運営事業者の選定方法」で選定された運営事業者との間で国有財産の使用許可手続きを行うこととする。

選定された運営事業者は、総務省統計局長あてに「国有財産使用許可の申請について」(別紙様式2)を提出することとする。

なお、申請後、国有財産使用許可書(別紙様式3)を交付するものとする。

9. その他

(1) 公募に関する質問

- ① 質問事項を記載した書面(様式適宜)をメールにて、下記(2)の問い合わせ先まで送付する。なお、電話での質問は一切受け付けない。
- ② 内容によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。
- ③ 質問の受付期間
令和5年1月25日(水) 17時まで
- ④ 回答方法
質問事項及び回答は、下記⑥に示す掲示板に掲示。
- ⑤ 掲示日
令和5年1月27日(金)10時から 同年1月31日(火)17時まで
- ⑥ 提示場所
総務省第二庁舎1階 玄関ロビー 総務省統計局掲示板

(2) 問い合わせ先

総務省統計局総務課厚生係(担当:小島)
東京都新宿区若松町19-1
TEL:03-5273-1119(直通)
メール: g-kousei@soumu.go.jp

(3) 以下の場合には、運営事業者として選定を取り消すこととする。

- ① 正当な理由なくして、総務省統計局の指定する期日までに「国有財産使用許可の申請について」(別紙様式2)の提出を行わなかった場合
- ② 運営事業者の選定から使用許可の手続きの間に、運営事業者について資金事情の変化等により、食堂等の運営の履行が確実でないと総務省統計局が判断した場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、総務省第二庁舎内への運営事業者として相応しくないと総務省統計局が判断した場合
- ④ 国税及び地方税を完納していない場合
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合

件 名： 第一食堂の営業及び管理

「企画提案書作成要領」

企画提案書は、以下の必須事項に加え、その他企画提案事項があれば、その内容も盛り込み作成するものとする。

なお、作成にあたっては、様式、形式は任意とし、図、写真、資料等を利用して企画提案の内容をイメージし易いものとする。

1 食堂運営、サービスについて

(1) 食堂運営全般

- ・ 店作りの考え方
- ・ 得意とするところ
- ・ 効率的で迅速な食事の提供
- ・ 職員ニーズの把握方法

(2) メニュー等

- ・ 主なメニューの種類(定番、日替等)及び価格
- ・ 盛り付け例
- ・ 提供予定メニュー数
- ・ 厭きさせない工夫、メニュー開発の取組
- ・ 専門店的な品質(特に麺類)を確保するための工夫

(3) 昼食時の弁当販売

- ・ 1週間のメニュー例、価格、販売個数

(4) 栄養管理・健康志向への対応

- ・ カロリー値、栄養価、塩分等の栄養管理に関する表示、啓発
- ・ 健康管理、生活習慣病予防等への支援、啓発

(5) 営業時間

(6) 支払、決済方法

- ・ 限られた休憩時間内で効率的に食事を提供するための迅速な支払、決済方法についての具体的な内容

2 運營業務の実施体制について

(1) 営業体制及び管理体制

- ・ 従業員数、配置等
- ・ 外国人従業員に対する身元確認方法
- ・ 接客指導
- ・ 苦情処理

(2) 衛生管理

- ・ 衛生管理方法
- ・ 食材の調達、保管、食堂施設への配送までの間の衛生管理
- ・ 食堂施設での調理から料理提供までの衛生管理
- ・ 従業員の健康管理、教育体制

(3) 環境保全対策

- ・ ISO認証取得状況
- ・ フロンガス不使用への取組み
- ・ グリーン購入法に基づく食器類の利用について
- ・ ゴミ処理方法
- ・ 省エネルギー対策 等

(4) 免許・許可書等

- ・ 提案する企画内容により、その企画を実施するために免許(食品衛生責任者、調理師免許又は栄養士免許の取得者を確認できる書類を含む。)又は許可等が必要とされている場合、その免許又は許可書等の写し。

(5) 賞罰

- ・ 過去5年間の保健所からの指摘事項及び改善措置状況
- ・ 過去5年間の社会的信用失墜行為の有無(ある場合は、その時期及び内容)

(6) 業務実績

同種又は類似施設内等にある食堂等業務の実績

(7) その他

- ・ 上場の有無(法人の場合のみ)
- ・ 店舗数
- ・ 損害賠償保険の加入状況
- ・ その他企画提案(セールスポイント事項等)

申 請 書

令和 年 月 日

総務省統計局長 殿

総務省第二庁舎における第一食堂運営を希望しますので、関係書類を添付のうえ申請します。

なお、本申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

本社(店)所在地 〒 ー

商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法 人 ・ 個 人

担 当 者 所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

メールアドレス :

- 注) 1. 商号又は名称、代表者、担当者氏名にフリガナを付すこと。
2. 社印等は登録印とする。(個人で登録印がない場合は認印でも差し支えない。)

(別紙様式 2)

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付(使用許可)を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要

求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

総務省統計局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

注) 1. 商号又は名称、氏名にフリガナを付すこと。

(別紙様式3)

令和 年 月 日

総務省 統計局長 殿

申請者 住 所
氏 名 (代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1. 使用しようとする財産

- (1) 所 在 東京都新宿区若松町 19 番 1 号
(2) 区 分 建 物
(3) 数 量 第 88 号建物の内 m²

2. 使用しようとする理由

総務省第二庁舎における第一食堂の営業

3. 利用計画 (事業計画)

募集要領及び仕様書に基づく申請書のとおり

4. 使用しようとする期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

5. その他参考となるべき事項

(案)

総 統 総 第 号
令 和 年 月 日

国 有 財 産 使 用 許 可 書

使用者住所
氏 名

許可者氏名

部 局 長 総務省統計局長
井 上 卓

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に総務大臣に対して審査請求をすることができる。

なお、許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在	東京都新宿区若松町 19 番 1 号
区 分	建物
数 量	第 88 号建物の内 207.36 m ²
使用部分	別図のとおり

(別紙様式4)

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を職員の福利厚生施設（食堂運営）の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により総務省統計局長（以下「統計局長」という。）に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用料は、
円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて統計局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を統計局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、歳入徴収官総務省大臣官房会計課長の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 統計局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料の改定をすることができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の再建の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

(経費の負担)

第8条 使用を許可された者は、当該使用を許可された物件に付帯する電気、ガス、水道及び通信料等の使用料金を負担しなければならない。

(物件保全義務等)

第9条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可

(別紙様式4)

された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第10条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって統計局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消又は変更)

第11条 統計局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(3) 使用を許可された者の役員等が、事故、自社若しくは第三者の不正な利益を計る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力若しくは関与しているとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 統計局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するために必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 統計局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者が生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、統計局長が第1項の規定により使用許可の取消し

(別紙様式4)

をした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第12条 統計局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合、その他統計局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、統計局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、統計局長に異義を申し立てることができない。

(損害賠償)

第13条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該損失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第15条 統計局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第16条 本条件に関し、疑義のあるとき、その他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、統計局長の決定するところによるものとする。

仕 様 書

1. 業務件名

総務省第二庁舎における食堂の営業及び管理

2. 業務内容

総務省第二庁舎に勤務する職員等の福利厚生に資することを目的とした、第一食堂における昼食等の提供及び営業管理（以下「運營業務」という。）を行う。

3. 国有財産の使用許可

- (1) 本運營業務を行う者は、職員食堂等の営業場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、総務省統計局長（以下「甲」という。）が行う。

4. 国有財産の使用許可の相手方

国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 運營業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 運營業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本「仕様書」及び「募集要領」の全記載事項を遵守できること。

5. 国有財産使用料

- (1) 乙は、甲に職員食堂の営業に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
使用許可場所の鑑定額は、平成29年度は下記のとおりであった。
年額 2, 293, 152円（消費税及び地方消費税抜き）
令和5年度国有財産使用料については、不動産鑑定士の算定により決定することとする。
- (2) 使用料は、不動産鑑定士による評価に基づき毎年算定しているため、毎年変動する。
- (3) 国有財産使用料は、総務省歳入徴収官が指定する期日までに全額前納すること。

6. 運營業務場所

東京都新宿区若松町19-1
総務省第二庁舎1階（別紙1「施設配置図」参照）

7. 使用許可期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

ただし、必要に応じ使用許可を承認した日から5年を超えない期間で更新することができる。

8. 運營業務の内容等

(1) 営業日

営業日は、原則として土、日、祝日及び閉庁日（12/29～1/3）を除く日とする。

(2) 営業時間

各職員食堂等の営業時間は、下記の時間は必ず営業し、それ以外は任意とする。

12時00分から13時00分

(3) サービス方式

職員食堂等は、セルフサービス方式とする。

(4) 飲食スペース

使用許可以外の職員食堂等の食堂ホールは、オープンスペースとする。

オープンスペースのテーブル、床等の清掃を行うこと。

営業終了後出入り口等の施錠を行い守衛室に鍵の返却を行うこと。

(5) 昼食及び夕食の提供等

① 昼食を提供すること。

② 職員の健康に配慮したメニューを提供するよう心掛けること。

③ 昼食時に弁当の販売を行うことも可能とする。

④ メニューには、1食当たりのカロリー値を表示すること。

⑤ 食堂内における会食、懇談会等への飲食（酒類を含む）の提供も可能とする。その際、ホールのセッティング及び片付けを行うこととする。

⑥ 乙による食堂ホールへの飲料等の自動販売機の設置は不可とする。

⑦ 営業時間内において、喫茶の提供を行うことができるものとする。

(6) その他

令和5年2月～令和8年1月で総務省第二庁舎の耐震改修工事を予定しており、工事期間中に一定期間停電や断水が発生する可能性がある（原則は閉庁日を予定）。

また、「職員食堂等の食堂ホール」の一部については、工事期間中に新たに地下専用エレベーターや避難経路を設置する予定である。

※耐震改修工事期間については、工事の進捗等により変更する可能性がある。

※工事期間中は、「職員食堂等の食堂ホール」の一部が工事エリア内に含まれる予定である。

※乙は、停電前後の商品の補充・廃棄について適切に行うこと。

9. 設備等

別紙2「貸与設備及び物品一覧表」に示す設備及び備品（以下「設備等」という。）については、その使用を許可する。

また、設備等について乙が不要と判断し、撤去可能なものは甲の負担により撤去するが、その後乙が設置する設備は、退去の際に乙が撤去するものとする。

なお、建物の構造上、空調設備の運転、調節等は国の基準により行うものとする。

10. 費用負担

(1) 乙が負担する費用等

- ① 国有財産使用料
- ② 食堂等の運營業務に必要な光熱水料（電気、ガス、水道）及び通信費
- ③ 設備等に係る通常の維持、補修費
- ④ 開設、運営にあたって設備等を変更し、又は新たに設置するときは、その設置費用及び維持管理に要する費用
- ⑤ 運營業務で使用する調理器具及び食器並びに消耗品類
※食器については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）に適合したものであること
- ⑥ 一般ごみ処理及び許可施設内の清掃に要する費用
- ⑦ 設備等を撤去した後に、乙が新規に取付ける設備又は物品（以下「乙の設備等」という。）の設置、移設及び撤去費用
- ⑧ その他、運營業務遂行に要する一切の費用

(2) 甲が負担する費用等

- ① 厨房設備及び器具（別紙2）
- ② 使用許可以外の施設内に係る光熱水料及び備品
- ③ 上記①の厨房設備及び器具等の修理費用（乙の責めに帰すべき理由により修理が必要となった場合は除く。）
- ④ 使用許可以外の施設内に係る定期清掃及び食堂等施設内全体の消毒等害虫駆除、ネズミ防除に係る費用
- ⑤ 使用許可施設内のダクト、フード内清掃

11. 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

12. 使用許可の取り消し又は変更

国が使用財産を使用する必要があるとき、又は乙が使用許可条件に違背したときは、甲は使用許可を取り消し、又は変更することができる。

また、本「仕様書」及び「募集要領」に違背したときも同様とする。

13. 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了し、又は前項により使用許可を取り消された場合、乙は、直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合、乙は甲に対し、一切の補償の請求を行わないものとする。

なお、運營業務開始後に甲が設備等を撤去した場合は、撤去された状態をもって原状とみなす。

14. 施設等の管理義務

- (1) 乙は、甲が使用許可する施設について、常に善良なる管理者の注意をもって施設等を管理しなければならない。
- (2) 乙は、施設等の一部又は全部を毀損又は滅失したときは、直ちに甲に文書で報告しなければならない。
- (3) 乙は、前項の毀損又は滅失が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲の指示するところに従ってその損害を賠償しなければならない。

15. 管理責任

- (1) 火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、一切の補償の請求を行わないものとする。
- (2) 乙は、運營業務に従事する従業員について、従業員名簿等、甲が身元確認のために要求する書類を提出するものとし、当該従業員に異動等がある場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- (3) 乙は、従業員の身元保証、健康管理、風紀、規律の保持、就業管理等人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

16. 衛生管理及び安全管理等

- (1) 乙は、運營業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い最善の措置を講ずるとともにその責任を負うこと。また、甲が改善を指示した場合にはこれを遵守し、速やかに対応すること。
- (2) 許可施設内はすべて禁煙とし、喫煙は敷地内（別館北側）喫煙所のみとする。
- (3) 従業員が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、従事させないこと。また、その旨を甲の指定する担当職員（以下、「担当職員」という。）に対して文書で速やかに報告すると共に所管保健所に届出ること。
- (4) その他衛生及び安全の保持に関連して異常と判断される事態が発生したときは、直ちに担当職員に文書で報告しなければならない。
- (5) 乙は、乙の設備等の転倒防止のために必要な措置を講じること。
- (6) 乙は、使用許可された場所及びその周辺の清掃を行い、衛生管理についての一切の責任を負うものとする。

17. 環境保全

- (1) 乙は、国の施策である省エネルギー対策について協力すること。
- (2) 容器包装の使用合理化及び過剰な使用、排出を抑制するための取組みを行うこと。

18. 秘密の保持

- (1) 乙は、甲及び甲の指定する担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本運營業務の遂行上知り得た甲等の秘密に関する事項（書面等をもって甲等が乙に提供した情報及び甲等の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、これを本運營業務の履行以外の目的に使用し、又は

第三者に開示してはならない。

(2) 乙は、自らの従業員に本義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

19. 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他運營業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

また、天災地変等による損害が発生した場合は甲等に対し一切の損害賠償の請求を行わないものとする。

20. 自己都合による運營業務の解除

乙は、自己の都合により本運營業務を解除しようとするときは、4か月前に甲に文書をもって通知し、甲の指示する方法により解除することができる。

21. 業務仕様

(1) 乙は、本「仕様書」に記載の許可施設において自ら提出した企画提案書に基づき運營業務を適正に履行すること。ただし、諸般の事情により甲等が変更を求めた場合は、この限りでない。また、乙が企画提案書記載の内容について変更しようとするときは、甲等と協議すること。

(2) 当庁舎に所属する職員の福利厚生に資するよう、職員のニーズに合った商品、価格及びサービスの提供に努めること。

(3) 以下の運營業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。

① 従業員の庁舎への出入り及び物品、食材、廃棄物の搬出入

② 乙の負担に係る設備等の設置、移設及び撤去

(4) 使用する食器類については、グリーン購入法の判断基準に基づき、繰り返し利用できる食器とすること。

(5) 乙は、商品等の搬入の際に生じる廃棄物の処理に、甲の管理する施設等を利用してはならない。

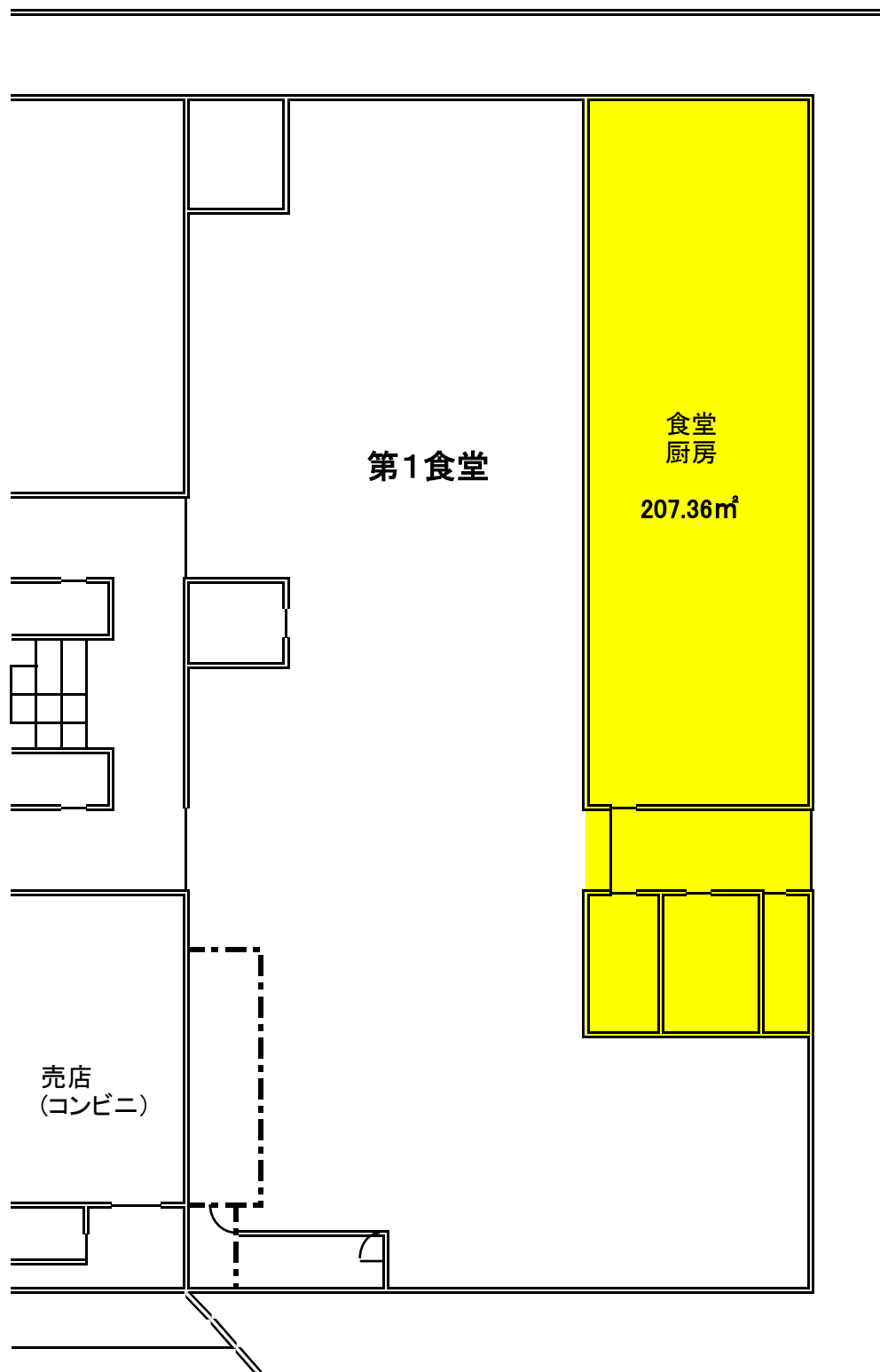
(6) 乙は、提供する飲食品の瑕疵等について利用者又は甲等から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(7) 乙は、国の施策である省エネルギー対策について協力すること。

(8) 営業許可が必要なサービスを提供する場合は、乙は営業許可を取得した後、提供すること。

22. 本「仕様書」に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び乙の間で協議する。

1階 第一食堂



内訳		
1	洗浄器	1台
2	電気消毒保管庫	1台
3	冷蔵庫	3台
4	ガスレンジ	2台
5	ガス炊飯器	2台
6	ワークテーブル	4台
7	作業台	15台
8	水切台	2台
9	そば釜	2台
10	舟形シンク	1台
11	ガスフライヤー	1台
12	パンラック(収納棚)	9台
13	ガス湯沸器	3台
14	水圧洗米機	1台
15	ピーラー	1台
16	合成調理器	1台
17	ガス回転釜	2台
18	ローレンジ	2台
19	冷凍庫	2台
20	ガスゆで麺機	2台
21	二槽シンク	4台
22	一槽シンク	2台
23	食堂テーブル	100台
24	食堂椅子	379脚
25	食堂衝立(小)	4脚
26	アイスクリームストッカー	1台
27	製氷機	1台

公 募 公 告

総務省第二庁舎において、行政財産の使用許可を受けて有償により飲料自動販売機等の設置・管理業務を運営する事業者について、下記のとおり公募公告します。

令和5年1月13日

総務省統計局長

記

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 総務省第二庁舎における飲料自動販売機等の設置・管理
- (2) 売店の種類及び公募者数
 - ア 飲料等自動販売機の設置・管理及び公衆電話機の設置・維持管理業務 1者
 - イ 飲料等自動販売機の設置・管理 1者
- (3) 営業開始時期 令和5年4月3日（予定）
- (4) 営業内容等 「募集要領」及び「仕様書」のとおり。

2. 応募する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品・優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況・信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 下記4.の公募説明会に参加できる者。なお、参加できない者は、応募できないものとする。

3. 応募申込み

応募する者は、下記の応募締切日までに①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先(電話番号、メールアドレス)、④応募する売店を下記の連絡先にメールで申し込みを行うこと。

(連絡先)

東京都新宿区若松町19番1号
総務省統計局総務課厚生係(担当:松本・小島)
Mail: g-kousei@soumu.go.jp
電話 03-5273-1119

(応募締切日)

令和5年1月23日(金) 17:00
※ 上記、日時を過ぎた申込みは無効とする。

なお、使用許可場所に関する問合せ先は下記となります。

東京都新宿区若松町19番1号
総務省統計局総務課施設係(担当:百瀬・大橋・和田)
Mail: g-shisetsu@soumu.go.jp
電話 03-5273-1124

4. 公募説明会

- (1) 開催日時 令和5年1月24日(火) 16:00から
- (2) 開催場所 東京都新宿区若松町19番1号
総務省第二庁舎 1階 統計局入札室
- (3) 説明事項 業務の概要、応募方法及び使用許可場所
- (4) その他 会場の都合上、原則1社につき1名のみ参加とする。

5. 選定方法 「募集要領」のとおり。

6. 応募の無効

本公告に示した応募する者に必要な資格のない者の応募は無効とする。

以上

総務省第二庁舎内自動販売機等運営事業者の公募に関する募集要領

総務省統計局

令和 5 年 1 月

1. 概要

総務省第二庁舎の管理官署である総務省統計局では、同庁舎に所属する職員及び来庁者等への利便性を確保するため、企画を実現する実行力、施設運営に豊富な経験及び能力を有する自動販売機等の設置・維持管理事業者を以下に記載する諸条件に従い企画公募により募集する。

2. 設置施設の名称及び所在地

総務省第二庁舎 東京都新宿区若松町19番1号

3. 許可条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産使用許可を受けて有償により設置する。

(2) 設置機種、設置場所及び台数

設置機種	設置場所及び台数
①飲料自動販売機	総務省第二庁舎1階(2台)、4階(1台)、6階(1台)、8階(1台)
公衆電話機	総務省第二庁舎1階(1台)
②飲料自動販売機	総務省第二庁舎1階(2台)、5階(1台)、7階(1台)
フード自動販売機	総務省第二庁舎1階(1台)

※ 上記①、②の両方に応募可能。ただし、①で選定された者は、②の選考対象とはしない。

※ 平面図等は、別添「仕様書」の「別紙1 施設配置図」とおり。

(3) 環境等への配慮

地球温暖化対策等を踏まえ、使用する機器等は省エネタイプのものとする。

グリーン購入法における環境物品等の調達基本方針の基準に適合していること。

(4) 使用許可期間

① 令和5年4月1日～令和10年3月31日

※ただし、必要に応じ使用許可を承認した日から5年を超えない期間で更新することができる。

② 自販機の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。

(5) 国有財産使用料

① 飲料自動販売機、公衆電話機

ア 飲料自動販売機及び公衆電話機の設置場所に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。使用許可場所の国有財産使用料について、令和4年度は下記のとおりであった。

令和4年度 年額:111,435円(消費税及び地方消費税込み)

令和5年度の国有財産使用料については、不動産鑑定士の算定により決定することとする。

なお、国有財産使用料は、飲料自動販売機及び公衆電話機合計の占有面積に応じて使用料を決定するものとする。

国有財産使用料は、不動産鑑定士による評価に基づき毎年算定しているため、毎年変動する。

イ 国有財産使用料は、総務省歳入徴収官が指定する期日までに全額前納すること。

② 飲料自動販売機、フード自動販売機

ア 使用許可面積に係る使用料 年額85,945円(消費税及び地方消費税抜き)以上とする。

イ 国有財産使用料は、①の使用許可面積に係る使用料に、借地借家法の適用を受けない行政処分であり、その特殊性を考慮し、0.7を乗じ、消費税及び地方消費税を加算して算出する。

※ 国有財産使用料 = 使用許可面積に係る使用料 × 0.7 × 1.1

※ 使用許可面積に係る使用料は、不動産鑑定士による鑑定に基づき毎年算定しているため、国有財産使用料は毎年変動する。

ウ 使用料は、総務省歳入徴収官が指定する期日までに全額前納すること。

※運営事業者の負担する費用等は、別添「仕様書」10. のとおり

(6) 使用上の制限

① 営業日

原則として、土、日、祝日及び閉庁日（12月29日～1月3日）を除く毎日とする。

② 営業時間

原則として、24時間使用可能とすること。

③ 設置・管理運業者（以下「設置業者」という。）は、行政財産の使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等を行うことはできない。

④ 自動販売機に隣接した場所に、販売した商品から発生するすべての廃棄物の回収に必要な容量のゴミ箱を設置し、その処分を行う。ゴミ箱の設置は、床の使用面積に応じ使用料を徴収する。

⑤ 従業員の庁舎への出入り、自動販売機・商品と廃棄物の搬出入及びその方法については、担当職員と協議する。

⑥ 防災面及び保健衛生面等に十分配慮するものとする。

⑦ 使用許可する部分について修繕、模様替えその他の行為を行うときは、又は使用計画を変更しようとするときは総務省統計局の承認を受けなければならない。

(7) 使用許可の取り消し

次の各号に該当する場合は使用許可を取り消しことがある。

① 国が使用財産を使用する必要が生じたとき。

② 設置業者が使用許可条件に違背したとき。

③ 使用上の制限及び仕様書並びに申請書等に違背したとき。なお、変更が生じたときに当局の承認を受けた場合はその限りではない。

(8) 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、設置業者は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合、設置業者は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

(9) 損害賠償

設置業者は、設置場所の使用にあたり、国又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその補償をしなければならない。

4. 企画提案書作成要領

別紙のとおり。

5. 応募者の資格

- ① 「募集要領」及び「仕様書」等の内容を理解し、設置業者として意欲のある者であること。
- ② 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績があること。
- ③ 暴力団又は暴力団その他暴力的集団の構成員でないこと。
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

6. 応募手続き等

設置を希望する者は、本「募集要領」及び「仕様書」の内容に基づき、別紙様式1の「申請書」及び企画提案書等を持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による提出の場合は、受取人の受取が確認可能となる簡易書留等の方法をとった上で、提出期限内必着とし、封筒表に朱書きで「企画提案書在中」と明記すること。

(1) 提出期限

令和 5年 1月27日(金) 17時(厳守)

なお、郵送の場合は必着とする。

(2) 提出先

〒162-8668

東京都新宿区若松町19番1号 総務省第二庁舎7階

総務省統計局総務課厚生係

電話 03-5253-1119(直通)

(3) 提出部数

申請書 1部(添付資料を含む。)

申請書の写し 3部

企画提案書 7部

(4) 申請書について

別紙様式1により作成し、応募する者に必要な資格を確認するため、以下の資料を添付すること。(※公的機関が発行する書類は、発行日から3か月以内のもの。)

なお、関係書類の不備又は資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わ

ず無効とする。

① 法人の場合

- ア 会社概要(任意様式、パンフレット可)
- イ 定款又はそれにかわるもの。
- ウ 法人登記簿謄本(全部事項証明書)
- エ 直近3年分の決算書の写し(連結決算ではなく応募業者のみのもの)
(貸借対照表、損益計算書、附属証明書)
- オ 納税証明書(その3の3(法人税、消費税及び地方消費税))
- カ 営業経歴書(提出日前1年以内に作成したもの)
- キ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の認定状況(別添様式4)

② 個人の場合

- ア 履歴書(任意様式)
- イ 身分証明書(市町村発行のもの)
- ウ 登記されていないことの証明書(未成年者、成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明)
- エ 直近3年分の決算書の写し
 - ・ 確定(修正)申告書(控)の写し
 - ・ 青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し
- オ 納税証明書(その3の2(申告所得税、消費税及び地方消費税))
- カ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の認定状況(別添様式4)

(3) 企画提案書について

本「募集要領」の別紙「企画提案書作成要領」により作成したもの。

(4) 注意事項

- ① 申請書及び企画提案書の受付は、公募説明会に参加した者に限るものとする。
- ② 申請書及び企画提案書については、A4判サイズ、日本語で作成のこと。
- ③ 提出された企画提案書等は、選定審査後も返却しない。
- ④ 企画提案書等の作成、提出及び本公募への応募に係る費用は、すべて設置希望者負担とする。
- ⑤ 本公募において知り得た一切の秘密は、総務省統計局の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。
- ⑥ 設置業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って自動販売機等を設置するものとする。ただし、諸事情の変化により当局が変更を求めた場合及び設置業者が変更を求めた場合はこの限りではない。
- ⑦ 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- ⑧ 提出された企画提案書等は、本公募における設置業者選定の目的以外に使用しないものとし、非公開とする。
- ⑨ 運營業務希望者は、設置を希望する設置機種毎にそれぞれ申請書及び企画提案書を作成すること。

7. 設置業者の選定方法

(1) 選定方法

- ① 提出された申請書、企画提案書等を基に書類審査を行い、設置業者選定委員会の決定により設置業者を選定する。

なお、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、公開抽選を行い選定する。

ただし、応募があった場合でも、企画提案書の内容によっては運営業者を選定しないことがある。

- ② 提出された申請書及び企画提案書の内容に疑義があったときは、運営希望事業者は真摯に対応すること。

なお、ヒアリングを行う場合又は追加資料を求める場合は改めて当局から連絡する。

- ③ 本「募集要領」及び「仕様書」に基づかない申請書及び企画提案書であるときは失格とする。

(2) 選定期間

運営業者の選定は、令和5年2月6日(月)とする。

ただし、上記(1)に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選会開催日とする。

8. 使用許可の手続き

総務省統計局と上記7.「設置業者の選定方法」で選定された運営業者との間で国有財産の使用許可手続きを行うこととする。

選定された運営業者は、総務省統計局長あてに「国有財産使用許可の申請について」(別紙様式2)を提出することとする。

なお、申請後、国有財産使用許可書(別紙様式3)を交付するものとする。

9. その他

(1) 公募に関する質問

- ① 質問事項を記載した書面(様式適宜)をメールにて、下記(2)の問い合わせ先まで送付する。なお、電話での質問は一切受け付けない。

- ② 内容によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

- ③ 質問の受付期間

令和5年1月25日(水) 17時まで

- ④ 回答方法

質問事項及び回答は、下記⑥に示す掲示板に掲示。

- ⑤ 掲示日

令和5年1月27日(金)10時から 同年1月31日(水)17時まで

- ⑥ 提示場所

総務省第二庁舎1階 玄関ロビー 総務省統計局掲示板

(2) 問い合わせ先

総務省統計局総務課厚生係(担当:小島)

東京都新宿区若松町19-1

TEL:03-5273-1119(直通)

メール: g-kousei@soumu.go.jp

(3) 以下の場合には、設置業者として選定を取り消すこととする。

- ① 正当な理由なくして、総務省統計局の指定する期日までに「国有財産使用許可の申請について」(別紙様式2)の提出を行わなかった場合
- ② 設置業者の選定から使用許可の手続きの間に、設置業者について資金事情の変化等により、自動販売機等の設置・維持管理の履行が確実でないと総務省統計局が判断した場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、総務省第二庁舎内への運営事業者として相応しくないと総務省統計局が判断した場合
- ④ 国税及び地方税を完納していない場合
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合

件 名： 総務省第二庁舎における飲料自動販売機の設置・管理及び
公衆電話機の設置・維持管理

「企画提案書作成要領」

企画提案書は、以下の必須事項に加え、その他企画提案事項があれば、その内容も盛り込み作成するものとする。

なお、作成にあたっては、様式、形式は任意とし、図、写真、資料等を利用して企画提案の内容をイメージし易いものとする。

- 1 飲料自動販売機等の設置・運営、サービスについて
 - (1) 自動販売機設置のコンセプト
 - (2) 販売予定商品
 - ・取扱商品の種類、メーカー名も明記する。
 - (3) 販売価格
 - (4) 割引があればその方法(全部商品又は一部商品)と割引額又は割引率
 - (5) 職員ニーズの把握方法

- 2 運営業務の実施体制について
 - (1) 営業体制及び管理体制
 - ① 自動販売機
 - ・ 自動販売機の機種
 - ・ 商品の供給体制
 - ・ 営業所から当局までの所要時間
 - ・ 担当従業員数
 - ・ 苦情処理
 - ② 公衆電話機
 - ・ 維持・管理方法

 - (2) 衛生管理
 - ・ 衛生管理方法
 - ・ 商品の仕入れ、保管、自動販売機への補充までの間の衛生管理
 - ・ 自動販売機での保管から商品提供までの衛生管理
 - ・ 従業員の健康管理、教育体制

(3) 環境保全対策

- ・ ISO認証取得状況
- ・ フロンガス不使用への取組み
- ・ グリーン購入法
- ・ 容器回収方法
- ・ 省エネルギー対策 等

(4) 免許・許可書等

- ・ 提案する企画内容により、その企画を実施するために免許又は許可等が必要とされている場合、その免許又は許可書等の写し。

(5) 賞罰

- ・ 過去5年間の保健所からの指摘事項及び改善措置状況
- ・ 過去5年間の社会的信用失墜行為の有無(ある場合は、その時期及び内容)

(6) 業務実績

同種又は類似施設内等における運営業務実績

(7) その他

- ・ 上場の有無(法人の場合のみ)
- ・ 損害賠償保険の加入状況
- ・ その他企画提案(セールスポイント事項等)

申 請 書

令和 年 月 日

総務省統計局長 殿

総務省第二庁舎における飲料自動販売機の設置・管理及び公衆電話機の設置・維持管理を希望しますので、関係書類を添付のうえ申請します。

なお、本申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違ないことを契約します。

本社(店)所在地 〒 ー

商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法 人 ・ 個 人

担 当 者 所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

メールアドレス :

- 注) 1. 商号又は名称、代表者、担当者氏名にフリガナを付すこと。
2. 社印等は登録印とする。(個人で登録印がない場合は認印でも差し支えない。)

(別紙様式 2)

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察

に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

総務省統計局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

注) 1. 商号又は名称、氏名にフリガナを付すこと。

2. 社印等は登録印とする。(個人で登録印がない場合は認印でも差し支えない。)

(別添様式3)

令和 年 月 日

総務省統計局長 殿

申請者 住 所
氏 名 (代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1. 使用しようとする財産

- | | |
|---------|--------------------------------|
| (1) 所 在 | 東京都新宿区若松町 19 番 1 号 |
| (2) 区 分 | 建 物 |
| (3) 数 量 | 第 88 号建物の内 6.33 m ² |

2. 使用しようとする理由

総務省第二庁舎における飲料自動販売機の設置・管理及び公衆電話機の設置・維持管理

3. 利用計画 (事業計画)

募集要領及び仕様書に基づく申請書のとおり

4. 使用しようとする期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

5. その他参考となるべき事項

(案)

総 統 総 第 号
令 和 年 月 日

国 有 財 産 使 用 許 可 書

使用者住所
氏 名

許可者氏名

部 局 長 総務省統計局長
井 上 卓

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に総務大臣に対して審査請求をすることができる。

なお、許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在	東京都新宿区若松町 19 番 1 号
区 分	建物
数 量	第 88 号建物の内 6.33 m ²
使用部分	別図のとおり

(別紙様式4)

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を福利厚生のための施設（飲料自動販売機及び公衆電話機の設置）の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により総務省統計局長（以下「統計局長」という。）に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用料は、
円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて統計局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を統計局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、歳入徴収官総務省大臣官房会計課長の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 統計局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料の改定をすることができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の再建の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

(経費の負担)

第8条 使用を許可された者は、当該使用を許可された物件に付帯する電気、ガス、水道及び通信料等の使用料金を負担しなければならない。

(物件保全義務等)

第9条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(別紙様式4)

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第10条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって統計局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消又は変更)

第11条 統計局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき
 - (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (3) 使用を許可された者の役員等が、事故、自社若しくは第三者の不正な利益を計る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき
 - (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力若しくは関与しているとき
 - (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 統計局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するために必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
 - 3 統計局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者が生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

(別紙様式4)

- 4 使用を許可された者は、統計局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第12条 統計局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合、その他統計局長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、統計局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、統計局長に異義を申し立てることができない。

(損害賠償)

第13条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該損失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りではない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第15条 統計局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第16条 本条件に関し、疑義のあるとき、その他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、統計局長の決定するところによるものとする。

仕 様 書

1. 業務件名

総務省第二庁舎における飲料自動販売機の設置・管理及び公衆電話機の設置・維持管理

2. 業務内容

総務省第二庁舎に勤務する職員等の福利厚生に資することを目的とした、飲料自動販売機の設置・維持管理及び公衆電話機の設置・維持管理（以下「運營業務」という。）を行う。

3. 国有財産の使用許可

- (1) 本運營業務を行う者は、飲料自動販売機及び公衆電話機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、総務省統計局長（以下「甲」という。）が行う。

4. 国有財産の使用許可の相手方

国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 運營業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 運營業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本「仕様書」及び「募集要領」の全記載事項を遵守できること。

5. 国有財産使用料

- (1) 乙は、甲に飲料自動販売機及び公衆電話機の設置場所に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。使用許可場所の国有財産使用料は、以下のとおりとする。

令和4年度 年額：117,299円（消費税及び地方消費税込み）

なお、国有財産使用料は、飲料自動販売機及び公衆電話機合計の占有面積に応じて使用料を決定するものとする。

国有財産使用料は、不動産鑑定士による評価に基づき毎年算定しているため、毎年変動する。

- (2) 国有財産使用料は、総務省歳入徴収官が指定する期日までに全額前納すること。

6. 運營業務場所

東京都新宿区若松町19-1

(1) 飲料自動販売機設置場所

総務省第二庁舎内1階（2台）、4階（1台）、6階（1台）、8階（1台）

(別紙1「施設配置図」参照)

① 飲料自動販売機の種目

ア 缶・ペットボトル自動販売機

(2) 公衆電話機設置場所

総務省第二庁舎内1階(1台)

(別紙1「施設配置図」参照)

7. 使用許可期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

ただし、必要に応じ使用許可を承認した日から5年を超えない期間で更新することができる。

8. 運營業務の内容等

(1) 営業日

営業日は、原則として土、日、祝日及び閉庁日(12/29~1/3)を除く日とする。

(2) 営業時間

24時間営業とする。

ただし、食堂に設置する自動販売機については、出入り口の施錠後は販売できないものとする。

(3) その他

令和5年2月~令和8年1月に総務省第二庁舎の耐震改修工事を予定しており、工事期間中に一定期間停電が発生する可能性がある。また、停電期間中は販売できないものとする(原則は閉庁日を予定)。

※耐震改修工事期間については、工事の進捗等により変更する可能性がある。

※工事期間中に自動販売機が工事エリア内に含まれる可能性がある。

※乙は、停電前後の料金の回収及び商品の補充・廃棄について適切に行うこと。

9. 設備及び準備工事

開設、営業にあたって設備等を設置するときは、甲の許可を得ること。

10. 費用負担

乙は、次の経費を負担するものとする。

(1) 国有財産使用料

(2) 運營業務に必要な光熱水料及び通信費

(3) 運營業務に必要な設備等の設置及び撤去に必要な経費

(4) 運營業務に必要な設備等の通常の維持管理、補修に必要な経費

(5) 一般ごみ処理及び許可施設内の通常清掃に要する経費

(6) その他運營業務遂行に要する一切の経費

11. 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

12. 使用許可の取り消し又は変更

国が使用財産を使用する必要が生じたとき、又は乙が使用許可条件に違背したときは、甲は使用許可を取り消し、又は変更することができる。

また、本「仕様書」及び「募集要領」等に違背したときも同様とする。

13. 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了し、又は前項により使用許可を取り消された場合、乙は、直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合、乙は甲に対し、一切の補償の請求を行わないものとする。

なお、運營業務開始後に甲が設備等を撤去した場合は、撤去された状態をもって原状と見なす。

14. 施設等の管理義務

(1) 乙は、甲が使用許可する施設について、常に善良なる管理者の注意をもって施設等を管理しなければならない。

(2) 乙は、施設等の一部又は全部を毀損又は滅失したときは、直ちに甲に文書で報告しなければならない。

(3) 乙は、前項の毀損又は滅失が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲の指示するところに従ってその損害を賠償しなければならない。

15. 管理責任

(1) 火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、一切の補償の請求を行わないものとする。

(2) 乙は、運營業務に従事する従業員について、従業員名簿等、甲が身元確認のために要求する書類を提出するものとし、当該従業員に異動等がある場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

(3) 乙は、従業員の身元保証、健康管理、風紀、規律の保持、就業管理等人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

16. 衛生管理及び安全管理等

(1) 乙は、運營業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い最善の措置を講ずるとともにその責任を負うこと。また、甲が改善を指示した場合においてはこれを遵守し、速やかに対応すること。

(2) 許可施設内はすべて禁煙とし、喫煙は敷地内（別館北側）喫煙所のみとする。

(3) 従業員が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、従事させないこと。また、その旨を甲の指定する担当職員（以下、「担当職員」という。）に対して文

書で速やかに報告すると共に所管保健所に届出ること。

- (4) その他衛生及び安全の保持に関連して異常と判断される事態が発生したときは、直ちに担当職員に文書で報告しなければならない。
- (5) 乙は、乙の設備等の転倒防止のために必要な措置を講じること。
- (6) 乙は、使用許可された場所及びその周辺の清掃を行い、衛生管理についての一切の責任を負うものとする。

17. 環境保全

- (1) 乙は、国の施策である省エネルギー対策について協力すること。
- (2) 自動販売機の機種は、省エネルギー対策のための省エネタイプとすること。
- (3) 容器包装の使用合理化及び過剰な使用、排出を抑制するための取組みを行うこと。

18. 秘密の保持

- (1) 乙は、甲及び甲の指定する担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本運営業務の遂行上知り得た甲等の秘密に関する事項（書面等をもって甲等が乙に提供した情報及び甲等の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、これを本運営業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従業員に本義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

19. 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他運営業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

また、天災地変等による損害が発生した場合は甲等に対し一切の損害賠償の請求を行わないものとする。

20. 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本運営業務を解除しようとするときは、4か月前に甲に文書をもって通知し、甲の指示する方法により解除することができる。

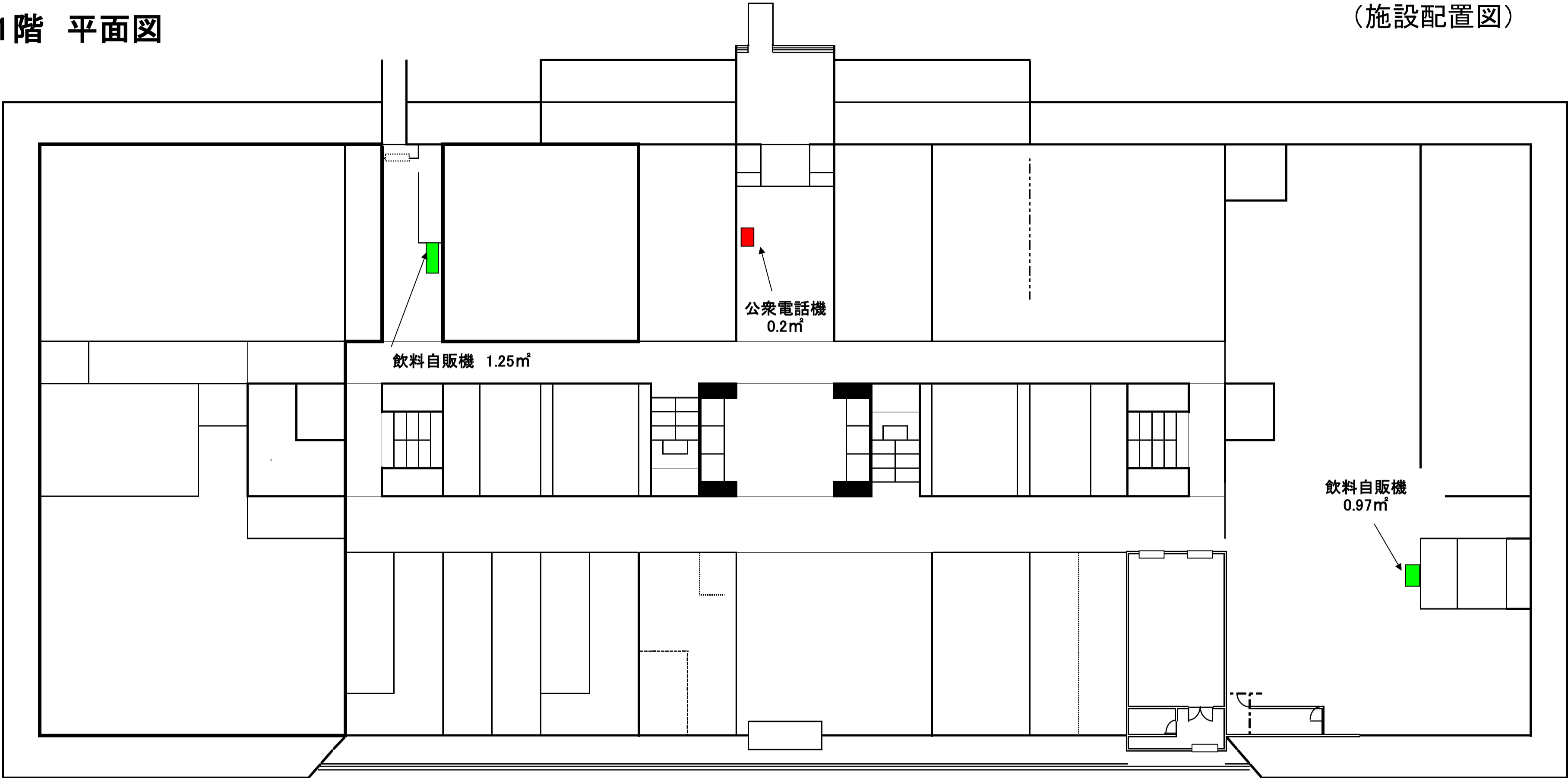
21. 業務仕様

- (1) 乙は、本「仕様書」に記載の許可施設において自ら提出した企画提案書に基づき運営業務を適正に履行すること。ただし、諸般の事情により甲等が変更を求めた場合は、この限りではない。また、乙が企画提案書記載の内容について変更しようとするときは、甲等と協議すること。
- (2) 当庁舎に所属する職員の福利厚生に資するよう、職員のニーズに合った商品、価格及びサービスの提供に努めること。
 - ① 営業内容は、主に清涼飲料の販売・自動販売機の管理及び公衆電話機の設置・維持管理とする。

- ② 毎日1回以上自動販売機の商品を点検し、常に新鮮な商品を補充すること。
なお、商品の銘柄等については、季節に応じて品揃えを変えること。
 - (3) 以下の運營業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
 - ① 従業員の庁舎への出入り及び物品、廃棄物の搬出入
 - ② 乙の負担に係る設備等の設置、移設及び撤去
 - (4) 乙は、販売商品の瑕疵等について利用者又は甲等から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
 - (5) 乙は、簡易包装に努め一般ごみの削減に努めること。
 - (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、乙は営業許可を取得した後、販売すること。
 - (7) 乙は、甲が指示する場所にペットボトル、缶及び空き容器専用の分別回収箱を設置し、必要に応じ回収すること。
 - (8) 乙は、自動販売機及び公衆電話機の故障等について、利用者及び担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
 - (9) 乙は、料金の回収及び商品の補充について適切に行うこと。
22. 本「仕様書」に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び乙の間で協議する。

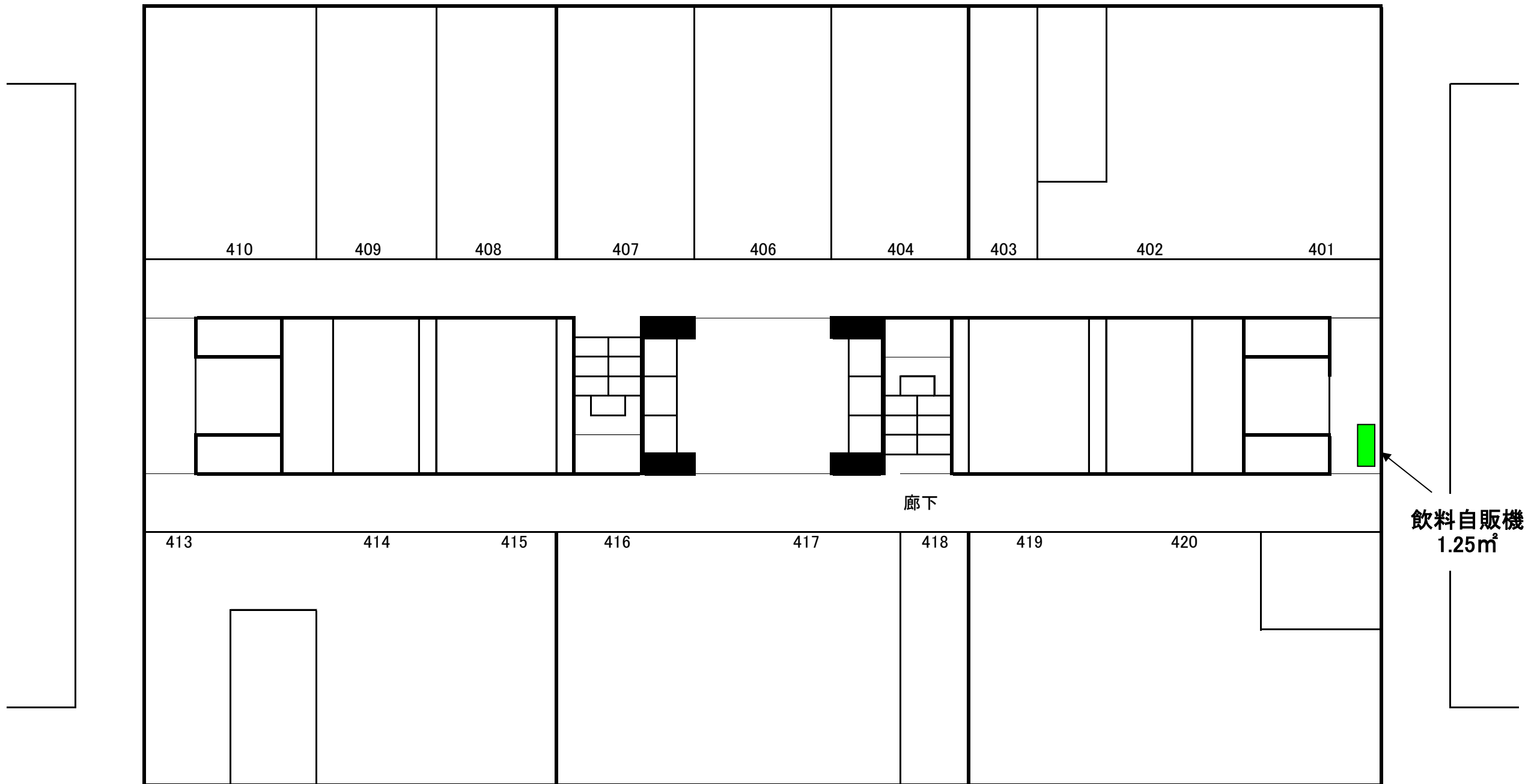
1階 平面図

(施設配置図)



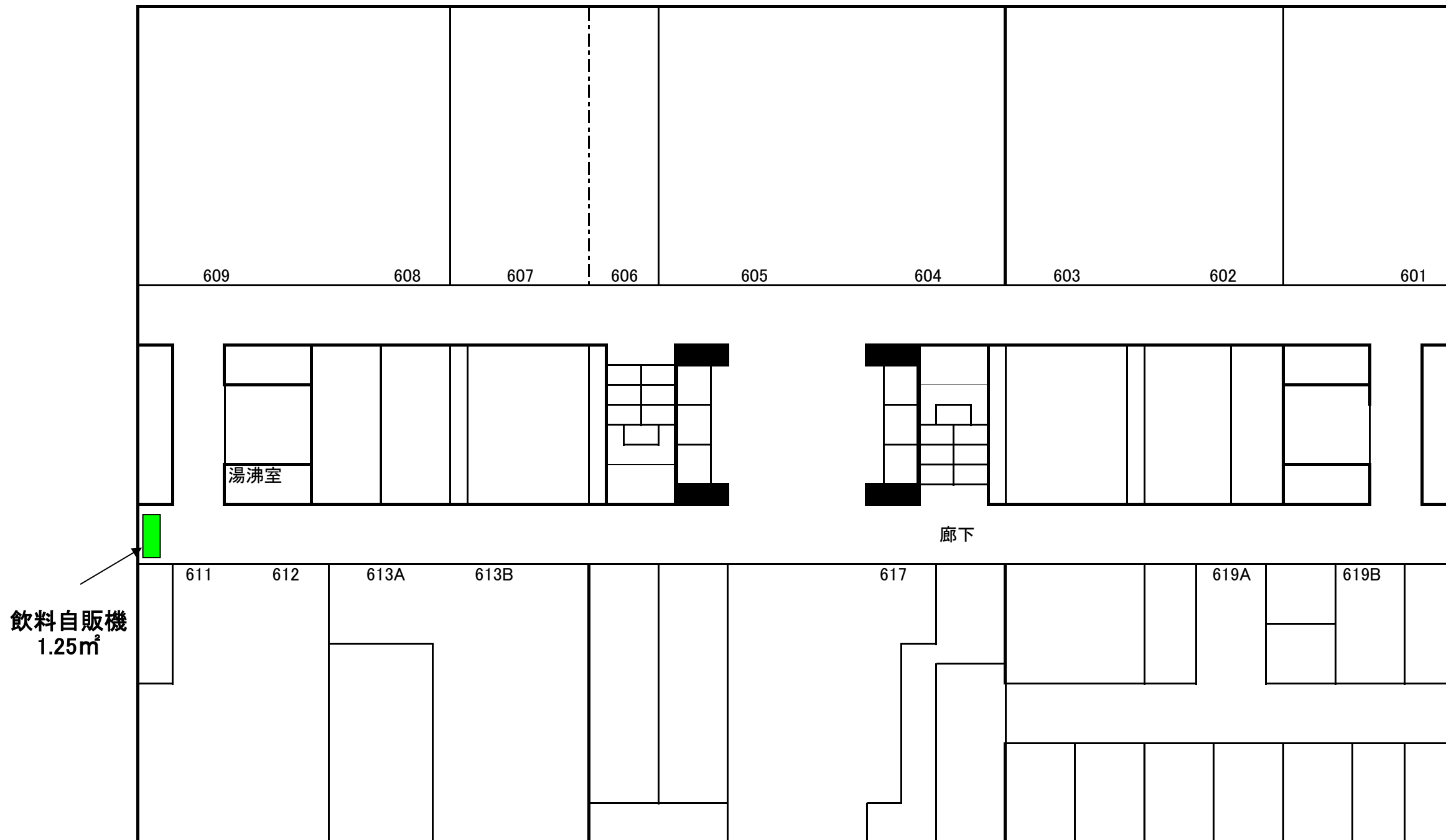
4階 平面図

(施設配置図)



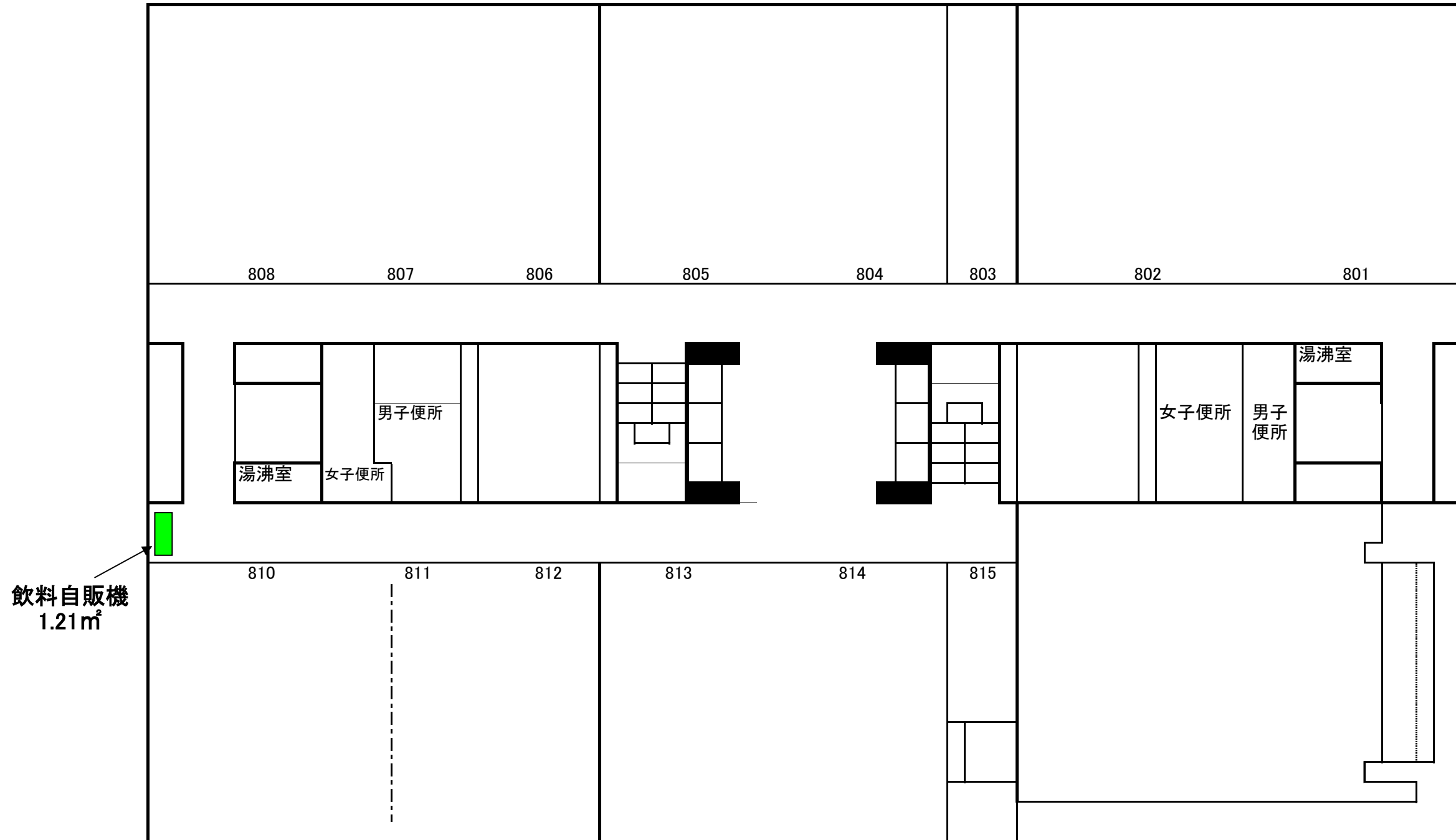
6階 平面図

(施設配置図)



8階 平面図

(施設配置図)



件 名： 総務省第二庁舎における飲料等自動販売機の設置・管理

「企画提案書作成要領」

企画提案書は、以下の必須事項に加え、その他企画提案事項があれば、その内容も盛り込み作成するものとする。

なお、作成にあたっては、様式、形式は任意とし、図、写真、資料等を利用して企画提案の内容をイメージし易いものとする。

- 1 飲料等自動販売機の設置・運営、サービスについて
 - (1) 自動販売機設置のコンセプト
 - (2) 販売予定商品（飲料、フード別）
 - ・ 取扱商品の種類、メーカー名も明記する。
 - (3) 販売価格（飲料、フード別）
 - (4) 割引があればその方法（全部商品又は一部商品）と割引額又は割引率
 - (5) 職員ニーズの把握方法

- 2 運営業務の実施体制について
 - (1) 営業体制及び管理体制
 - ・ 自動販売機の機種
 - ・ 商品の供給体制
 - ・ 営業所から当局までの所要時間
 - ・ 担当従業員数
 - ・ 苦情処理

 - (2) 衛生管理
 - ・ 商品の仕入れ、保管、自動販売機への補充までの間の衛生管理
 - ・ 従業員の健康管理、教育体制

 - (3) 環境保全対策
 - ・ ISO認証取得状況
 - ・ フロンガス不使用への取組み
 - ・ グリーン購入法
 - ・ 容器回収方法

- ・ 省エネルギー対策 等

(4) 免許・許可書等

- ・ 提案する企画内容により、その企画を実施するために免許又は許可等が必要とされている場合、その免許又は許可書等の写し。

(5) 賞罰

- ・ 過去5年間の保健所からの指摘事項及び改善措置状況
- ・ 過去5年間の社会的信用失墜行為の有無(ある場合は、その時期及び内容)

(6) 業務実績

同種又は類似施設内等における運営業務実績

(7) その他

- ・ 上場の有無(法人の場合のみ)
- ・ 損害賠償保険の加入状況
- ・ その他企画提案(セールスポイント事項等)

3 国有財産使用料について

- ・ 募集要項「3. 許可条件」の「(5) 国有財産使用料」に記載された「使用許可面積に係る使用料 年額215,400円(消費税及び地方消費税抜き)以上」で、提案する金額

申 請 書

令和 年 月 日

総務省統計局長 殿

総務省第二庁舎における飲料等自動販売機の設置・管理を希望しますので、関係書類を添付のうえ申請します。

なお、本申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違ないことを契約します。

本社(店)所在地 〒 ー

商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法 人 ・ 個 人

担 当 者 所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

メールアドレス :

- 注) 1. 商号又は名称、代表者、担当者氏名にフリガナを付すこと。
2. 社印等は登録印とする。(個人で登録印がない場合は認印でも差し支えない。)

(別紙様式 2)

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察

に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

総務省統計局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

注) 1. 商号又は名称、氏名にフリガナを付すこと。

2. 社印等は登録印とする。(個人で登録印がない場合は認印でも差し支えない。)

(別添様式3)

令和 年 月 日

総務省 統計局長 殿

申請者 住 所
氏 名 (代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1. 使用しようとする財産

- | | |
|---------|--------------------------------|
| (1) 所 在 | 東京都新宿区若松町 19 番 1 号 |
| (2) 区 分 | 建 物 |
| (3) 数 量 | 第 88 号建物の内 5.95 m ² |

2. 使用しようとする理由

総務省第二庁舎における飲料等自動販売機の設置・管理

3. 利用計画 (事業計画)

募集要領及び仕様書に基づく申請書のとおり

4. 使用しようとする期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

5. その他参考となるべき事項

(別紙様式4)

(案)

総 統 総 第 号
令 和 年 月 日

国 有 財 産 使 用 許 可 書

使用者住所
氏 名

許可者氏名

部 局 長 総務省統計局長
井 上 卓

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に総務大臣に対して審査請求をすることができる。

なお、許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在	東京都新宿区若松町 19 番 1 号
区 分	建物
数 量	第 88 号建物の内 5.95 m ²
使用部分	別図のとおり

(別紙様式4)

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を福利厚生のための施設（飲料自動販売機の設置）の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により総務省統計局長（以下「統計局長」という。）に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用料は、
円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて統計局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を統計局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、歳入徴収官総務省大臣官房会計課長の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 統計局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料の改定をすることができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の再建の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

(経費の負担)

第8条 使用を許可された者は、当該使用を許可された物件に付帯する電気、ガス、水道及び通信料等の使用料金を負担しなければならない。

(物件保全義務等)

第9条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可

(別紙様式4)

された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第10条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって統計局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消又は変更)

第11条 統計局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(3) 使用を許可された者の役員等が、事故、自社若しくは第三者の不正な利益を計る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力若しくは関与しているとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 統計局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するために必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 統計局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者が生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、統計局長が第1項の規定により使用許可の取消し

(別紙様式4)

をした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第12条 統計局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合、その他統計局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、統計局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、統計局長に異義を申し立てることができない。

(損害賠償)

第13条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該損失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第15条 統計局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第16条 本条件に関し、疑義のあるとき、その他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、統計局長の決定するところによるものとする。

仕 様 書

1. 業務件名

総務省第二庁舎における飲料等自動販売機の設置・管理

2. 業務内容

総務省第二庁舎に勤務する職員等の福利厚生に資することを目的とした、飲料等自動販売機の設置・維持管理（以下「運營業務」という。）を行う。

3. 国有財産の使用許可

- (1) 本運營業務を行う者は、飲料等自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、総務省統計局長（以下「甲」という。）が行う。

4. 国有財産の使用許可の相手方

国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 運營業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 運營業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本「仕様書」及び「募集要領」の全記載事項を遵守できること。

5. 国有財産使用料

- (1) 乙は、甲に飲料等自動販売機の設置場所に係る面積に応じた使用料算定基準より算定した額以上の額の国有財産使用料を支払うこと。使用料算定基準とは、(2)の使用許可面積に係る使用料に、借地借家法の適用を受けない行政処分であり、その特殊性を考慮し、0.7を乗じ、消費税及び地方消費税を加算して算出する。

$$\text{使用料算定基準} = \text{使用許可面積に係る使用料} \times 0.7 \times 1.1$$

- (2) 使用許可面積に係る使用料は、次の金額以上とする。なお、使用許可面積に係る使用料は、不動産鑑定士による評価に基づき毎年算定しているため、毎年変動する。

使用許可面積（5.95㎡）

年額85,945円（消費税及び地方消費税抜き）

- (3) 国有財産使用料は、総務省歳入徴収官が指定する期日までに全額前納すること。

6. 運營業務場所

東京都新宿区若松町19-1

- (1) 飲料自動販売機設置場所

総務省第二庁舎内1階（2台）、5階（1台）、7階（1台）

(別紙1「施設配置図」参照)

① 飲料自動販売機の種目

ア. 缶・ペットボトル自動販売機

(2) フード自動販売機設置場所

総務省第二庁舎内1階(1台)(別紙1「施設配置図」参照)

7. 使用許可期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

ただし、必要に応じ使用許可を承認した日から5年を超えない期間で更新することができる。

8. 運營業務の内容等

(1) 営業日

営業日は、原則として土、日、祝日及び閉庁日(12/29~1/3)を除く日とする。

(2) 営業時間

24時間営業とする。

ただし、食堂に設置する自動販売機については、出入り口の施錠後は販売できないものとする。

(3) その他

令和5年2月~令和8年1月に総務省第二庁舎の耐震改修工事を予定しており、工事期間中に一定期間停電が発生する可能性がある。また、停電期間中は販売できないものとする(原則は閉庁日を予定)。

※耐震工事期間については、工事の進捗等により変更する可能性がある。

※工事期間中に自動販売機が工事エリア内に含まれる可能性がある。

※乙は、停電前後の料金の回収及び商品の補充・廃棄について適切に行うこと。

9. 設備及び準備工事

開設、営業にあたって設備等を設置するときは、甲の許可を得ること。

10. 費用負担

乙は、次の経費を負担するものとする。

(1) 国有財産使用料

(2) 運營業務に必要な光熱水料及び通信費

(3) 運營業務に必要な設備等の設置及び撤去に必要な経費

(4) 運營業務に必要な設備等の通常維持管理、補修に必要な経費

(5) 一般ごみ処理及び許可施設内の通常清掃に要する経費

(6) その他運營業務遂行に要する一切の経費

11. 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

12. 使用許可の取り消し又は変更

国が使用財産を使用する必要が生じたとき、又は乙が使用許可条件に違背したときは、甲は使用許可を取り消し、又は変更することができる。

また、本「仕様書」及び「募集要領」等に違背したときも同様とする。

13. 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了し、又は前項により使用許可を取り消された場合、乙は、直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合、乙は甲に対し、一切の補償の請求を行わないものとする。

なお、運營業務開始後に甲が設備等を撤去した場合は、撤去された状態をもって原状と見なす。

14. 施設等の管理義務

(1) 乙は、甲が使用許可する施設について、常に善良なる管理者の注意をもって施設等を管理しなければならない。

(2) 乙は、施設等の一部又は全部を毀損又は滅失したときは、直ちに甲に文書で報告しなければならない。

(3) 乙は、前項の毀損又は滅失が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲の指示するところに従ってその損害を賠償しなければならない。

15. 管理責任

(1) 火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、一切の補償の請求を行わないものとする。

(2) 乙は、運營業務に従事する従業員について、従業員名簿等、甲が身元確認のために要求する書類を提出するものとし、当該従業員に異動等がある場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

(3) 乙は、従業員の身元保証、健康管理、風紀、規律の保持、就業管理等人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

16. 衛生管理及び安全管理等

(1) 乙は、運營業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い最善の措置を講ずるとともにその責任を負うこと。また、甲が改善を指示した場合においてはこれを遵守し、速やかに対応すること。

(2) 許可施設内はすべて禁煙とし、喫煙は敷地内（別館北側）喫煙所のみとする。

(3) 従業員が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、従事させないこと。また、その旨を甲の指定する担当職員（以下、「担当職員」という。）に対して文書で速やかに報告すると共に所管保健所に届出ること。

- (4) その他衛生及び安全の保持に関連して異常と判断される事態が発生したときは、直ちに担当職員に文書で報告しなければならない。
- (5) 乙は、乙の設備等の転倒防止のために必要な措置を講じること。
- (6) 乙は、使用許可された場所及びその周辺の清掃を行い、衛生管理についての一切の責任を負うものとする。

17. 環境保全

- (1) 乙は、国の施策である省エネルギー対策について協力すること。
- (2) 自動販売機の機種は、省エネルギー対策のための省エネタイプとすること。
- (3) 容器包装の使用合理化及び過剰な使用、排出を抑制するための取組みを行うこと。

18. 秘密の保持

- (1) 乙は、甲及び甲の指定する担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本運営業務の遂行上知り得た甲等の秘密に関する事項（書面等をもって甲等が乙に提供した情報及び甲等の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、これを本運営業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従業員に本義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

19. 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他運営業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

また、天災地変等による損害が発生した場合は甲等に対し一切の損害賠償の請求を行わないものとする。

20. 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本運営業務を解除しようとするときは、4か月前に甲に文書をもって通知し、甲の指示する方法により解除することができる。

21. 業務仕様

- (1) 乙は、本「仕様書」に記載の許可施設において自ら提出した企画提案書に基づき運営業務を適正に履行すること。ただし、諸般の事情により甲等が変更を求めた場合は、この限りではない。また、乙が企画提案書記載の内容について変更しようとするときは、甲等と協議すること。
- (2) 当庁舎に所属する職員の福利厚生に資するよう、職員のニーズに合った商品、価格及びサービスの提供に努めること。
 - ① 営業内容は、主に清涼飲料、フード（菓子パン等）の販売・自動販売機の管理とする。
 - ② 毎日1回以上自動販売機の商品を点検し、常に新鮮な商品を補充すること。

なお、商品の銘柄等については、季節に応じて品揃えを変えること。

(3) 以下の運營業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。

① 従業員の庁舎への出入り及び物品、廃棄物の搬出入

② 乙の負担に係る設備等の設置、移設及び撤去

(4) 乙は、販売商品の瑕疵等について利用者又は甲等から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(5) 乙は、簡易包装に努め一般ごみの削減に努めること。

(6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、乙は営業許可を取得した後、販売すること。

(7) 乙は、甲が指示する場所にペットボトル、缶及び空き容器専用の分別回収箱を設置し、必要に応じ回収すること。

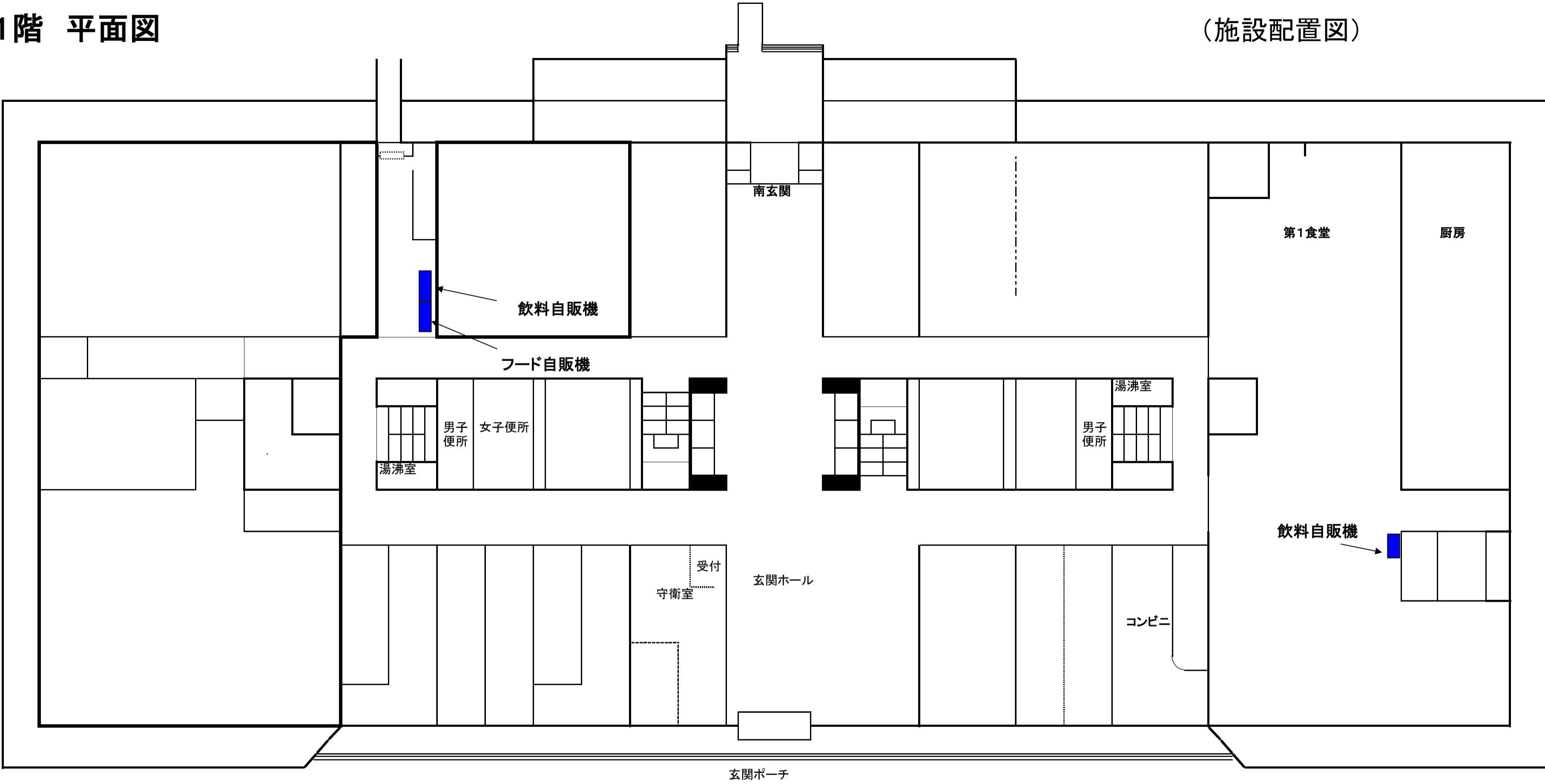
(8) 乙は、飲料等自動販売機の故障等について、利用者及び担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(9) 乙は、料金の回収及び商品の補充について適切に行うこと。

22. 本「仕様書」に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び乙の間で協議する。

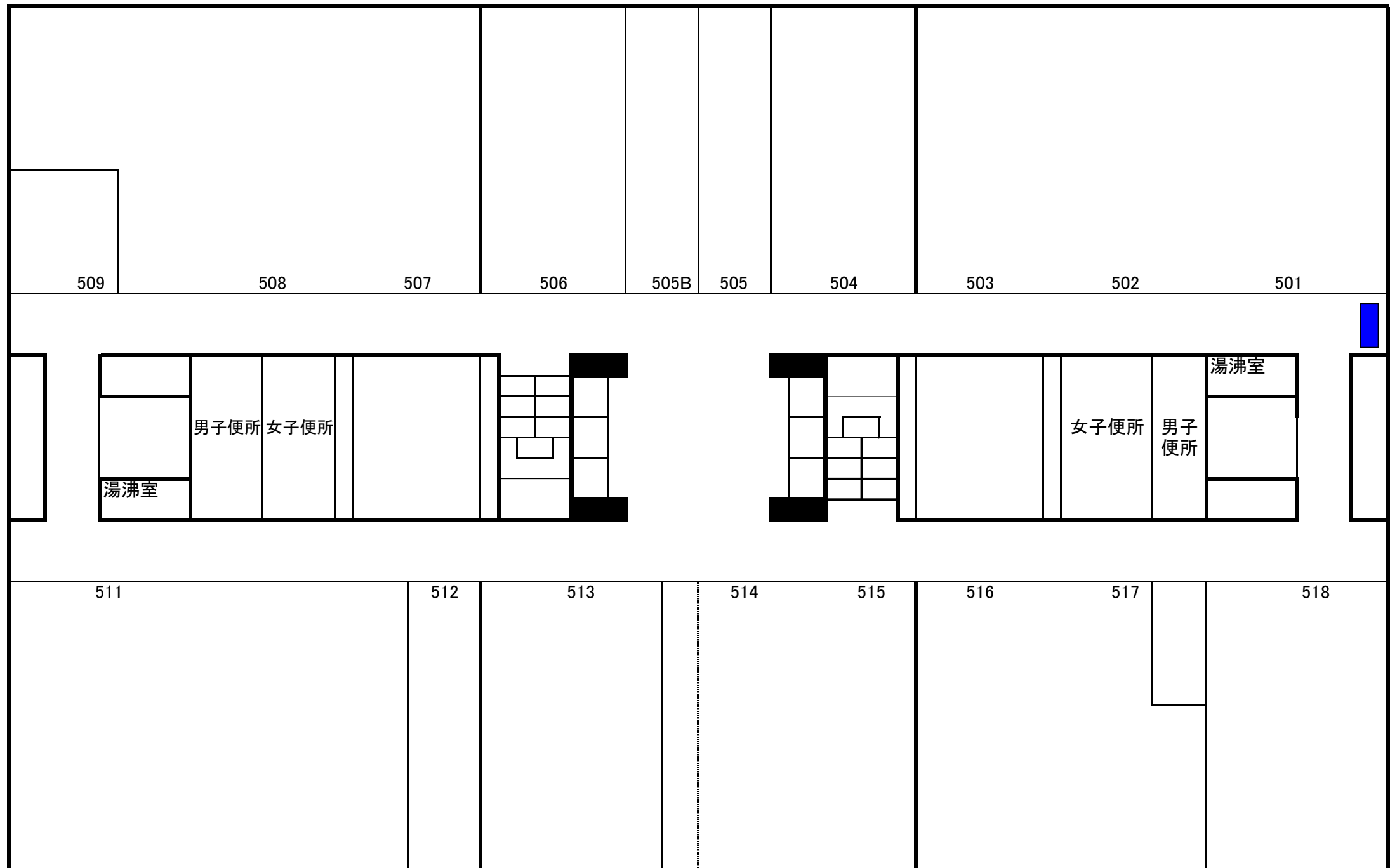
1階 平面図

(施設配置図)



5階 平面図

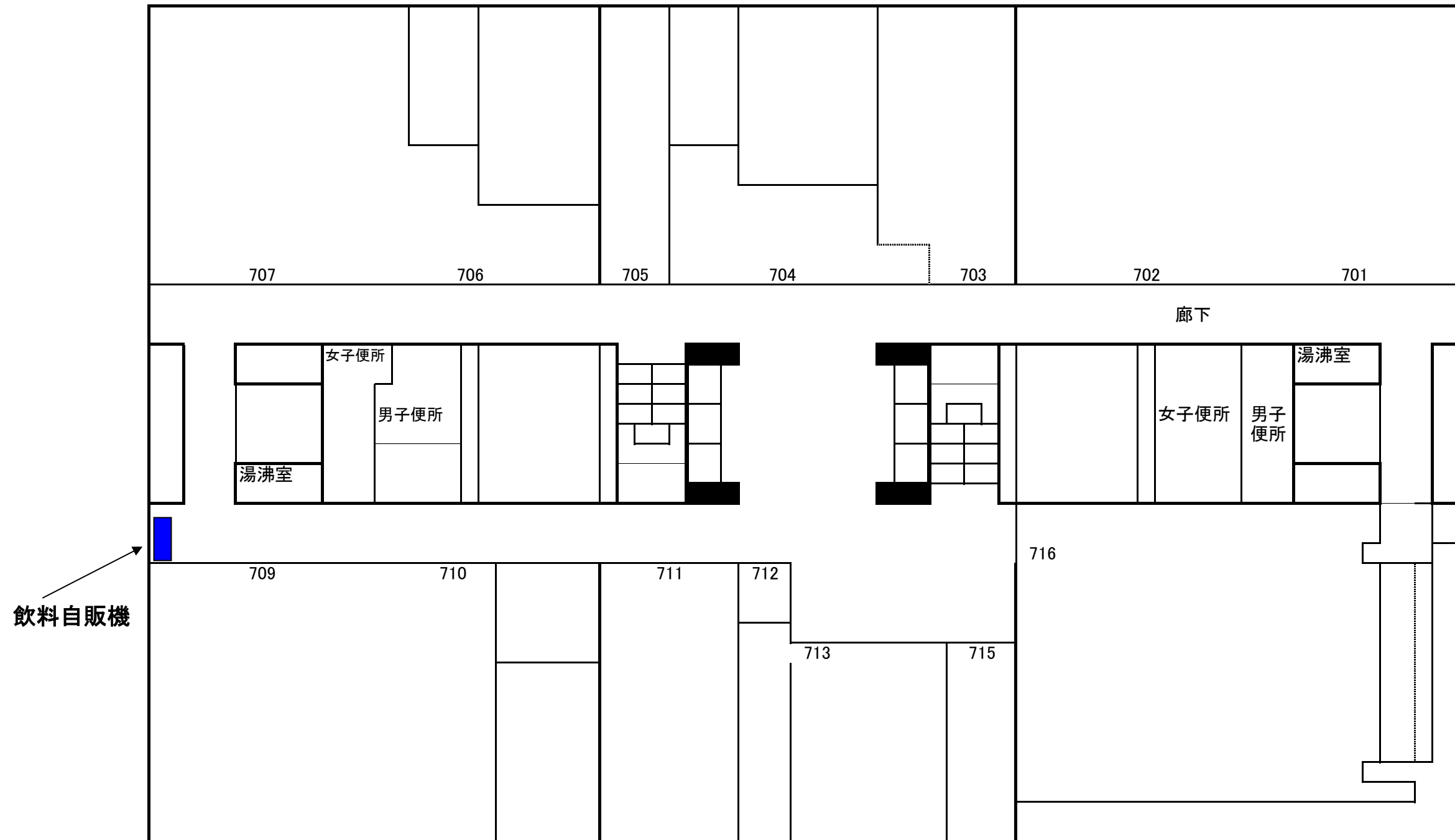
(施設配置図)



飲料自販機

7階 平面図

(施設配置図)



公 募 公 告

総務省第二庁舎において、有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、図書館における資料の複写を目的とした有料電子複写機の設置及び管理を希望する者の募集について、下記のとおり公募公告します。

令和5年1月13日

総務省統計局長

記

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 統計図書館における有料電子複写機の設置及び管理
- (2) 設置場所 東京都新宿区若松町19番1号 総務省第二庁舎内統計図書館
- (3) 設置期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日
- (4) 募集者数 設置場所に対して1者(社)
- (5) 募集内容 「募集要領」及び「仕様書」のとおり。

2. 応募する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品・優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況・信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 下記4.の公募説明会に参加できる者。なお、参加できない者は、応募できないものとする。

3. 応募申込み

応募する者は、下記の応募締切日までに①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先(電話番号、メールアドレス)、④応募する売店を下記の連絡先にメールで申し込みを行うこと。

(連絡先)

東京都新宿区若松町19番1号

総務省統計局統計利用推進課統計図書館運営企画係(担当: 明山 伊藤)

Mail: q-kikaku@soumu.go.jp

電話 03-5273-1131

(応募締切日)

令和5年1月23日(月) 15:00

※ 上記、日時を過ぎた申込みは無効とする。

なお、使用許可場所に関する問合せ先は下記となります。

東京都新宿区若松町19番1号

総務省統計局総務課施設係(担当: 百瀬・大橋・和田)

Mail: g-shisetsu@soumu.go.jp

電話 03-5273-1124

4. 公募説明会

- (1) 開催日時 令和5年1月24日(火) 15:00から
- (2) 開催場所 東京都新宿区若松町19番1号
総務省第二庁舎 1階 統計局入札室
- (3) 説明事項 業務の概要、応募方法及び使用許可場所
- (4) その他 会場の都合上、原則1社につき1名のみの参加とする。

5. 選定方法 「募集要領」のとおり。

6. 応募の無効

本公告に示した応募する者に必要な資格のない者の応募は無効とする。

以上

統計図書館における有料電子複写機運営事業者の公募に関する募集要領

総務省 統計局

令和5年1月

総務省第二庁舎において、有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、図書館における資料の複写を目的とした有料電子複写機の設置及び管理を希望する者の募集に応募を希望するものは、下記に基づき企画提案書を提出してください。

記

1 件名

統計図書館における有料電子複写機の設置及び管理

2 募集の趣旨

総務省第二庁舎の管理官署である総務省統計局（以下「統計局」という。）では、同庁舎に所在する統計図書館の利用者への利便性の向上を目的として、図書館内における資料の複写を目的とした有料電子複写機（以下「コイン式複写機」という。）を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者を広く募集し、提出させた企画提案書の優劣により使用許可をする相手方（以下「運営事業者」）を選定することを目的とする。

3 参加資格等

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績があること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況・信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員及び上記②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとするとき。

4 使用許可をする場所

東京都新宿区若松町1-9番1号 総務省第二庁舎1階統計図書館

5 使用許可条件

(1) 運営方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産使用許可を受けて、有償によりコイン式複写機を設

置・管理する。

(2) 使用許可期間

① 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

※ただし、必要に応じ使用許可を承認した日から5年を超えない期間で更新することができる。

② 運営事業者が行う機器の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含める。

③ 機器の稼働日は、原則として土・日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く統計図書館の開館日とする。

(3) 国有財産使用料等

① 使用許可予定面積の使用料

令和4年度は以下のとおりであった。

年額9,791円（消費税及び地方消費税込み）

※令和5年度国有財産使用料については、不動産鑑定士の算定により決定することとする。

② 使用料は、総務省歳入徴収官が指定する期日までに全額前納すること。

(4) 運営事業者が負担する費用等

別添「仕様書」の「11. 費用負担」のとおり。

(5) 使用上の制限

① 運営事業者は、国有財産使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等を行うことはできない。

② 運営事業者は、統計局が使用許可する施設について、常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

③ 従業員の庁舎への出入り、複写業務で使用する消耗品類の搬出入の方法については、担当職員と協議するものとする。

④ 運営事業者は、機器の設置・維持管理に当たっては、防災面に十分配慮するものとする。

⑤ 運営事業者は、使用許可する部分について修繕、模様替えその他の行為を行うとき、又は使用計画を変更しようとするときは、統計局の承認を得なければならない。

(6) 使用許可の取り消し又は変更

次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

① 国が使用財産を別途使用する必要が生じたとき。

② 運営事業者が使用許可条件に違反したとき。

③ 本「募集要領」及び「仕様書」の記載事項に違反したとき。

(7) 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、運営事業者は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還するものとする。この場合、運営事業者は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

(8) 名義使用の制限

運営事業者は、自己の営業上の取引に関して、統計局の名義を使用してはならない。

(9) 管理責任

運営事業者は、自らの責任においてコイン式複写機を管理し、火災、盗難の予防及び保安について

常に心掛け、いかなる事故の発生の場合も統計局に対し、損害の賠償その他の申し立てを行わないものとする。

(10) 自己都合による業務の解除

運営事業者は、自己都合により本業務を解除しようとする場合は、3か月前に総務省統計局長（以下「統計局長」という。）に通知し、統計局長の指示する方法により解除することができる。

(11) 損害賠償

運営事業者は、設置場所の使用に当たり、国又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその補償をしなければならない。

(12) その他

使用許可条件については、本募集要領及び仕様書等に定めるもののほか、国有財産使用許可書に定めるところによる。

6 企画提案書等の提出方法

公募に参加しようとする者は、本「募集要領」及び「仕様書」の内容に基づき、別紙1の「応募申込書」及び企画提案書等を持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による提出の場合は、受取人の受取が確認可能となる簡易書留等の方法を行った上で、提出期限内必着とし、封筒表に朱書きで「企画提案書在中」と明記すること。

(1) 提出期限 令和5年1月31日（火）正午（厳守）

(2) 受付時間 持参する場合の受付時間は、行政機関の休日を除く午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(3) 提出先 〒162-8668
東京都新宿区若松町19番1号 総務省第二庁舎1階 103室
統計図書館運営企画係
電話 03-5273-1131（直通）

(4) 提出部数 応募申込書 1部（添付資料を含む）
企画提案書 7部（正本1部、写し6部）

(5) 添付資料について

企画提案書を提出する際は、本公募に応募する者に必要な資格を確認するため、次の書類を提出すること。（※公的機関が発行する書類は、発行日から3か月以内のものとする。）

なお、関係書類に不備があった場合、又は参加資格がないと当局が判断した場合は、企画提案書の審査は行わず失格とする。

① 法人の場合

ア 会社概要（任意様式、パンフレット可）

イ 定款又はそれにかわるもの

ウ 法人登記簿謄本（全部事項証明書）

エ 直近3年分の決算書の写し（連結決算ではなく応募業者のみのもの）
（貸借対照表、損益計算書、附属証明書）

オ 納税証明書（その3の3（法人税、消費税及び地方消費税））

カ 営業経歴書（提出日前1年以内に作成したもの）

キ 誓約書（別紙2）

② 個人の場合

ア 履歴書（任意様式）

イ 身分証明書

ウ 登記されていないことの証明書（未成年者、成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明）

エ 開業届出済証明書

オ 直近3年分の決算書の写し

- ・ 確定（修正）申告書（控）の写し
- ・ 青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し

カ 納税証明書（その3の2（申告所得税、消費税及び地方消費税））

キ 誓約書（別紙2）

7 質問及び回答

本公募に関する質問等は別紙3の書式にて受け付けるので、質問内容に応じて、次の(1)又は(2)の問合せ先に持参又は電子メールで提出する。

なお、電話での質問は一切受け付けない。また、持参以外は、担当係に必ず電話で着信を確認すること。

(1) 仕様書に関する問合せ先

総務省統計局統計情報利用推進課統計図書館運営企画係（担当：明山・伊藤）

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号 総務省第二庁舎 1階103室

電話 03-5273-1131

E-Mail q-kikaku@soumu.go.jp

(2) 使用許可場所に関する問合せ先

統計局総務課施設係（担当：百瀬・大橋・和田）

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号 総務省第二庁舎 7階701室

電話 03-5273-1124

E-Mail g-shisetsu@soumu.go.jp

(3) 質問受付期間及び時間

(1)、(2)共に令和5年1月24日（火）から令和5年1月25日（水）までの午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(4) 回答方法

原則として電子メールで回答する。

(5) 回答予定日

令和5年1月27日（金）10時以降

(6) その他

公募の公平、公正性確保の観点から質疑の内容によっては回答できない場合がある。

8 運営事業者の選定方法等

(1) 選定方法

- ① 提出された提案書類について、運営事業者選定委員会で審査を行い、各選定委員の評価点の加点方式により優位性の認められる提案者を特定する。
- ② 提出された申請書及び企画提案書等の内容に疑義があったときは、応募者は真摯に対応すること。なお、ヒアリングを行う場合又は追加資料の提出を求める場合は、改めて当局から連絡する。
- ③ 本「募集要領」及び「仕様書」に基づかない申請書及び企画提案書を提出した者は欠格とする。

(2) 選定期間

運営事業者の選定は、令和5年2月6日（月）とする。

(3) 決定運営事業者の公表

令和5年2月10日（金）に総務省第二庁舎1階ロビー掲示板及び統計局ホームページに決定運営事業者名を公表する。

9 使用許可の手続き

統計局と上記「8 運営事業者の選定方法等」で選定された運営事業者との間で国有財産の使用許可手続きを行うこととする。

選定された運営事業者は、統計局長あてに「国有財産使用許可の申請について」（別紙4）を提出することとし、統計局長は、申請書を受領後、国有財産使用許可書（別紙5）を交付するものとする。

10 運営事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、運営事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに国有財産使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 運営事業者の選定から使用許可の手続きの間に、運営事業者について資金事情の変化等により、コイン式複写機の運営の履行が確実でないと統計局が判断した場合。
- (3) 著しく社会的信用を損なう等により、運営事業者として相応しくないと統計局が判断した場合。
- (4) 運営事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合。
- (5) 提出された書類等に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。

11 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

(別紙1)

令和 年 月 日

応 募 申 込 書

「統計図書館における有料電子複写機運営事業者の公募に関する募集要領」に基づき、応募の申請をします。

総務省統計局長 殿

(郵便番号)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当所属・職名

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

(注) 印は、代表者印を使用。

(別紙2)

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付(使用許可)を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

- ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

総務省統計局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

注) 1. 商号又は名称、氏名にフリガナを付すこと。

令和 年 月 日

質 疑 書

「統計図書館における有料電子複写機運営事業者の公募に関する募集要領」に基づき、質疑書を別紙のとおり提出します。

総務省統計局長 殿

(郵便番号)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当所属・職名

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

(注) 印は、代表者印を使用。

【公募決定業者】

(案)

令和 年 月 日

総務省 統計局長 殿

申請者 住 所
氏 名 (代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1. 使用とする財産

- (1) 所 在 東京都新宿区若松町19番1号
(2) 区 分 建 物
(3) 数 量 第88号建物の内 m²

2. 使用とする理由

統計図書館における有料電子複写機の設置及び管理

3. 利用計画 (事業計画)

募集要領及び仕様書に基づく申請書のとおり

4. 使用とする期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

5. その他参考となるべき事項

【公募決定業者】

(案)

総 統 総 第 号
令和 年 月 日

国 有 財 産 使 用 許 可 書

使用者住所 (請負業者住所)
氏 名 (請負業者名称及び代表者名) 殿

許可者
部 局 長 総務省統計局長
井 上 卓

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に総務大臣に対して審査請求をすることができる。

なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国(法務大臣)を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在 東京都新宿区若松町19番1号
区 分 建物
数 量 第88号建物の内 m²
使用部分 別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前条の物件を統計図書館のための施設(有料電子複写機の設置及び管理)の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により総務

省統計局長（以下「統計局長」という。）に申請しなければならない。

（使用料）

第4条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用料は、 円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて統計局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を統計局長から通知する。

（使用料の納付）

第5条 前条第1項に定める使用料は、歳入徴収官総務省大臣官房会計課長の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第6条 統計局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料の改定をすることができる。

（延滞金）

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の再建の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

（経費の負担）

第8条 使用を許可された者は、当該使用を許可された物件に付帯する電気、ガス、水道及び通信料等の使用料金を負担しなければならない。

（物件保全義務等）

第9条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

第10条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって統計局長の承認を受けなければならない。

（使用許可の取消又は変更）

第11条 統計局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

（1）使用を許可された者が許可条件に違背したとき

（2）使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（3）使用を許可された者の役員等が、事故、自社若しくは第三者の不正な利益を計る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき

（4）使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力若しくは関与しているとき

- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 統計局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するために必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
- 3 統計局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者が生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 使用を許可された者は、統計局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第12条 統計局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合、その他統計局長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、統計局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、統計局長に異義を申し立てることができない。

(損害賠償)

第13条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該損失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りではない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第15条 統計局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第16条 本条件に関し、疑義のあるとき、その他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、統計局長の決定するところによるものとする。

仕様書

1. 公募件名

統計図書館における有料電子複写機の設置及び管理

2. 業務内容

統計図書館における一般利用者への複写サービスに資することを目的とした、有料電子複写機（以下「コイン式複写機」という。）の設置及び管理（以下「複写業務」という。）を行う。

3. コイン式複写機の設置場所

東京都新宿区若松町19番1号

総務省第二庁舎1階 統計図書館内（別紙「施設配置図」参照）

4. 設置するコイン式複写機の規格等

(1) 複写能力

① モノクロ印刷のみ

② 対応用紙サイズ A4、A3、B4判（カセット式）

(2) 課金装置

① 使用硬貨等 10円、50円、100円、500円硬貨及び千円紙幣

② 釣銭機能付き

(3) 1枚当たりの複写料金

出力用紙サイズを問わず、一律料金とし1枚20円以内とする。

参考：令和3年4月1日～令和4年3月31日の複写実績3,248枚

※令和5年4月1日以降、契約期間中の売上を保証するものではない。

(4) 設置台数

1台設置するものとする。

(5) 設置面積

0.47㎡

なお、設置面積には、補充用紙等の保管スペースを含むものとする。

5. 複写業務期間

令和5年4月1日（土）から令和10年3月31日（木）

6. 複写業務の内容等

(1) コイン式複写機の稼働日

原則として土・日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く統計図書館の開館日とする。

(2) コイン式複写機の稼働時間

原則として午前9時30分から午後5時までの統計図書館の開館時間とする。

(3) サービス提供方式

利用者自らが機器を操作するセルフサービス方式とする。

(4) コイン式複写機の維持管理

① 定期保守点検の実施

- ② 料金の回収及び釣銭の補充
 - ③ 故障時の対応
 - ④ 専用トナーの補充及び使用済みトナーの回収
 - ⑤ コピー用紙の補充 他
- (5) 領収書発行希望者への対応
- (6) その他

令和5年2月～令和8年1月に総務省第二庁舎の耐震改修工事を予定しており、工事期間中に一定期間停電が発生する可能性がある。また、停電期間中は販売できないものとする（原則は閉庁日を予定）。

※耐震改修工事期間については、工事の進捗等により変更する可能性がある。

※工事期間中にコイン式複写機が工事エリア内に含まれる可能性がある。

※乙は、停電前後の料金の回収及び商品の補充・廃棄について適切に行うこと。

7. 行政財産の使用許可申請手続き

運営事業者に決定し、本複写業務を行う者は、別途指定する期日までに国有財産使用許可申請に係る書類を提出すること。

なお、手続きに関する一切の費用については、運営事業者の負担とする。

8. 行政財産の使用許可期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。ただし、運営事業者の行政財産の使用状況を勘案し、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてコイン式複写機の設置を許可できると判断した場合は、使用許可を承認した日から5年を超えない期間で更新することができる。

なお、許可期間の満了前であっても総務省統計局が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、許可を取り消す場合がある。

9. 行政財産の使用条件等

国有財産使用許可書に記載された条件を遵守し、以下の条件を満たすこと。

- (1) 複写業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守すること。
- (2) 複写業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行すること。
- (3) 本「仕様書」及び「募集要領」の全記載事項を遵守すること。

10. 国有財産使用料

コイン式複写機の占有面積（補充用紙等の保管スペースを含む。）に応じ算定した額をもって国有財産使用料とする。

なお、令和4年度の国有財産使用料は下記のとおりであったが、令和5年度においては、不動産鑑定士の算定鑑定使用料による算定により決定することとする。

国有財産使用料： 年額 9, 791円（消費税及び地方消費税込み）

11. 費用負担

運営事業者は、次の経費を負担するものとする。

- (1) 国有財産使用料
- (2) 複写業務に必要な光熱水料（電気）及び通信費
- (3) 複写業務に係る機器の維持、補修費
- (4) 機器等設置にあたって既存の設備等を変更し、又は新たに設置するときは、その設置費

- 用及び維持管理に要する費用並びに撤去費用
- (5) 複写業務で使用する消耗品類（用紙、トナー等）
 - (6) 一般ごみ処理及び許可施設内の通常清掃に要する経費
 - (7) その他、複写業務遂行に要する一切の費用

12. 維持管理責任等

運営事業者は、次のことを遵守すること。

- (1) 料金の回収及び釣銭、消耗品等の補充について、利用者が支障を来たさないよう適時・適切に行うこと。

なお、コイン式複写機の所有、設置管理、故障発生時の対応、消耗品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、コイン式複写機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等をしていなければならないものとする。その場合にあつては、運営事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを提出しなければならない。

- (2) 使用済みトナーは、運営事業者の責任で適切に回収及びリサイクルすること。
- (3) コイン式複写機の設置に当たっては、据え付け面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (4) コイン式複写機の故障、問合せ及び苦情等については、運営事業者の責任において対応すること。また、コイン式複写機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (5) 複写業務に従事する従業員について、従業員名簿等、身元確認のために要求する書類を提出するものとし、当該従業員に異動等がある場合は、直ちに報告しなければならない
- (6) 従業員の身元保証、健康管理、風紀、規律の保持、就業管理等人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

13. 環境保全

- (1) 運営事業者は、国の施策である省エネルギー対策について協力すること。
- (2) コイン式複写機の機種は、省エネルギー対策のための省エネタイプとすること。
- (3) 使用するコピー用紙類については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の判断基準に基づくものを使用するよう配慮すること。

14. 秘密の保持

- (1) 運営事業者は、本複写業務の遂行上知り得た秘密に関する事項（書面等をもって甲等が乙に提供した情報及び甲等の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、これを本複写業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 運営事業者は、自らの従業員に本義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

15. その他

- (1) 運営事業者は、本「仕様書」に記載の許可施設において自ら提出した企画提案書に基づき複写業務を適正に履行すること。ただし、諸般の事情により統計局が変更を求めた場合は、この限りでない。また、運営事業者が企画提案書記載の内容について変更しようとするときは、統計局と協議すること。
- (2) 以下の行為の遂行に当たっては、統計局の指示に従うこと。
 - ① 従業員の庁舎への出入り及び物品の搬出入

- ② 運営事業者の負担に係る設備等の設置、移設及び撤去
- (3) 本「仕様書」に記載のない事項及び細部については、必要の都度、協議し決定する。

1階 平面図

